

第七十二回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第十九号

昭和四十九年三月十二日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 飯谷 忠男君

理事 笠岡 喬君

理事 安田 貴六君

理事 柴田 健治君

理事 津川 武一君

理事 愛野興一郎君

理事 今井 勇君

理事 小沢 一郎君

理事 熊谷 義雄君

理事 染谷 誠君

理事 丹羽 兵助君

理事 栗山 ひで君

理事 島田 琢郎君

理事 馬場 昇君

理事 中川利三郎君

理事 林 孝矩君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林大臣官房審議官 松本 作衛君

農林省構造改善局長 大山 一生君

農林省構造改善局次長 杉田 栄司君

農林省畜産局長 澤邊 守君

水産庁長官 内村 良英君

委員外の出席者

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

三月九日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十九号

昭和四十九年三月十二日

辞任 諫山 博君

補欠選任 中川利三郎君

同日 中川利三郎君

辞任 西村 直己君

補欠選任 島田 安夫君

同日 不敏 哲三君

補欠選任 中川利三郎君

同日 稲富 稜人君

補欠選任 玉置 一徳君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 稲富 稜人君

経営の合理化の上からも欠くべからざるものであるが、新公団が予算の概算要求時と比べて、その性格が、従来の受注公団から発注公団と著しく変わり、将来に重大な問題を残すことになるので、この際、公団職員五百五十四名、定員外職員百五十五名、計七百九名の身分については十分に念頭に置き、その保障について対処するのはもちろんであるが、これら七百九名の職員をして、真に希望の持てる、悔いのない、生きがいのある人生たらしめるためにも、私は、あえて本法についての問題点を時間の許す限り浮き彫りにし、もって本法案の飛躍的發展を期する所存である。

以下、逐次質問する。

まず、最初に、第一条の「目的」であります。

「農用地開発公団は、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当の範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的とする。」となっておりますが、この中で、「農畜産物の濃密生産団地の建設」ということがありますが、この点をまず最初に明らかにしていただきたい。

○大山政府委員 第一条の「目的」にございます「濃密生産団地」の御質問でございますが、濃密生産団地というのは、要するに、高効率の団地がある地域においてある程度濃密に存在しているところ、こういうところをつくる、こういうことが濃密な生産団地ということでございます。

そこで、濃密な生産団地の建設のしかたといったしましては、四つのタイプがあろうかと思っております。一つは、根室のように大規模な経営群を創設するかどうかによって濃密生産団地を育成する

場合、それから、もう一つは、北岩手とか、あるいは阿武隈・八溝あるいは阿蘇・久住飯田のようなどころにおきまして、いわば公共的な施設をつくる中において地元の規模の拡大をはかるか、こうで生産団地を育成する場合、それから、もう一つは、中小家畜とミックスして、中小家畜の経営といえますが、中小家畜のふん尿を草地に還元する中で大家畜を飼っていくという、いわば複合型、そして、もう一つは、稲作転換なり、あるいは未墾地を開墾いたしましたので、そこで飼料をつくらうと、輪換放牧をするか、この四つのタイプを考へて、それらすべてを含めて濃密生産団地の建設を考へている次第でございます。

○瀬野委員 この公団事業の実施区域でございますけれども、四十九年度予算には若干盛られておりますが、今後全国的にどの程度、また何年間にわたって行なわれるのか、その予定並びに計画というものはどういふふうに考へておられますか。

○大山政府委員 根室あるいは阿武隈・八溝、それから北岩手、それから阿蘇・久住飯田、この四地域につきましては、いままで四十四年以來調査事務所をつくりまして、畜産的な開発の可能性というところを追求する中におきまして、地元の熱意の非常に盛り上がりを持ち、そして、具体化できるものから逐次現実の問題として進めてまいるということでございまして、新方式への組みかえということを意識しながら、根室中部はすでに国営事業として四十八年から発足いたしましたわけでございまして、そして、四十九年からは中標津が同様のかつこうで発足し、この新公団ができ次第これに引き継ぐというふうに進めております。

それから、内地におきまして全計五地区、これがすてに四十九年度新公団におきまして全体実施設計を実施する、そしてまたそれ以前の段階でこ

さいですが、調査事務所段階において、九地区について地区審査を行なっている、こういうかっこうでございます。

それから、畜産基地関係につきましては、麓山がすでに新方式への切りかえを前提としつつ発足しておりますほか、四十九年度新公団事業といったしまして、麓山第二と、そして石炭を考えているような次第でございますし、そしてまた次に続くべき地区の調査も行なっているというようなことでございます。

そして、この公団が今後どの程度の規模において進むのであるかというもう一つの御質問でございますが、その点につきましては、何ぶんにも地元の熱意ということが前提になる行為でございますので、今後十カ年間なら十カ年間にどれだけの事業量があるということを直ちに明確に申し上げるわけにまいりませんけれども、現在までの調査、そして地元の熱意等から考えますと、畜産基地も合わせまして、十年間に九万三千ヘクタール程度の事業ができるであろうというふうに推定しているような次第でございます。

○瀬野委員 そこで、関連しての質問ですが、私は、当計画は片寄っていると思うわけです。すなわち、対象地域外にも申し出があったらどうするかということですが、もちろん、この計画については種々条件があるわけで、ほんとうは、農民のためになって、しかも、農民から要望が強く引っぱらだこになるような公団にならなければならぬと思うわけです。そのように地元から申し出があったときは、限定せずに、これを広げてやってもいい。もちろん、後ほど質問にも出てきますが、いろいろな条件があるわけですが、地元のもの、根本的な問題として尋ねるわけですが、地元の申し出があれば、限定せずに、広げてやるかという。すなわち、どの程度将来基地をつくるかというところが本法には抜けているし、地区計画の計画段階で各地のものが当然あっていいんではないかと、かように思うわけですが、今後のこともあるので、そういったことについて冒頭に明

らかにしていただきたい。

○大山政府委員 先生の言われましたことは、たとえば現在畜産基地で申し上げますならば、鹿児島あるいは沖縄等においてこういうふうな希望があるようでございまして、それらについても目下調査をいたしているというような次第でございます。ただ、低位、未利用な広域の土地が存在するところという一つの条件がついてまいりますと、阿蘇・久住飯田といったような広さを持った未利用の地域ということから考えますと、そう全国的にはないのではないだろうかというふうに思いますが、もしかしたらそういう地域が将来出てくるということになりますれば、それに応じて、まず、その技術的可能性の追求という意味で、将来の問題といたしましては、それらを所管する地方農政局に調査事務所を置くというようなことをもちまして、そういう地区への検討は進めていかねばならぬだろうというふうに考える次第でございます。

○瀬野委員 農林省は、この構想を立てるにあたって、大規模畜産基地構想の広域調査四地域並びに畜産基地建設調査による地区を対象としていろいろ調査をされておられますが、これらの開発構想と現在までの調査の概要について、簡単にけっこうですから、あらましの説明をしていただきたいと思うのです。

○大山政府委員 広域未開発地域の開発といいますが、広域開発につきましては、四十四年に北海道開発局、そして内地の地方農政局に調査事務所をつくりまして、全国四カ所について調査をいたしました。その最初の調査は技術的な可能性の追求ということから出発いたしまして、現在は、その中の地区としてまとまりを持っているところにおいてどういう経営が可能であるかというようなことを、その調査事務所において調査しているようなわけでございます。そして、その中で、農民の意思等においてそういう方向へのはつきりした形がすでにできたところが先ほど申し上げましたようなところに相なるような次第でございます。

ます。それから、畜産基地のほうでございますけれども、畜産基地のほうにつきましても、同じく四十六年以來その種の調査を実施いたしまして、その中から、先ほど申し上げました三地区がすでに着工あるいは着工前の段階まで調査ができ上がっているような次第でございますし、また、そのほかにも、九地区でございますが、十一地区につきまして調査が相当進んでいるというような段階でございます。

○瀬野委員 農林省の主産地形成としての農用地開発事業は、その計画段階で、一つは基幹作物の決定、二に生産の規模、三に生産構造、四に集荷市場と出荷量、五に集出荷施設の整備等、産地形成の思想を織り込んでおくということ、こういった五つのことをおもに計画段階で計画をされておるようでありまして、御承知のように、阿蘇・久住飯田地区をはじめ四地区で、調査費が昭和四十四年度八千二百万円、四十五年度二億五千一百万円、四十六年度三億三千九百七十万円、四十七年度三億七千六十万円、四十八年度三億七千八百六十万円、合計十四億二千九百九十万円という膨大な経費を使つて、五年間でこの調査を進めておられます。もちろん四十八年度で終了で、若干の期間が残っているということになって、最終的には資料の取りまとめは今後にゆだねられておられると思ひますけれども、五年もかけた広域農業開発基本調査の資料を中間的にでも報告されたか。されていなければ当然すべきだと思ひますが、この点についてはどういうことになっておりますか。

○大山政府委員 先生の言われましたような事務所には、もちろん人件費も含んでのことでございますけれども、相当のエネルギーをかけまして開発の可能性の追求をしてきたような次第でございます。そして、各事務所関係におきまして、ただ、国のサイドにおいてこういう計画がございまして、このことではこの目的は達成しないことは先生御存じのとおりでございます。それぞれの事務所

におきまして、それぞれの市町村なり地元関係者に対しましては、現在のわれわれの考えている成果はこうでありますよというふうなことをそのつど逐次御説明するようなかっこの中でこの問題を取りまとめる、というようなかっこの中で進めてきたような次第でございます。

いま先生が言われましたところの、地域別にどういうふうな開発構想であるかということでございますが、その点につきましては、根室の場合で申しますと、従前の根拠に入っている農家の方々が、大体二十ヘクタール二十頭程度の規模で、もう過密になっている。そして、その方々を、それに隣接する今度の新たな開発予定地域に移転入植するというかっこうの中で、従前の土地も含めました基盤の整備から、さらには集出荷施設に至りますまで、下物上物を総合的に整備する中で、これらの過密の解消をはかり、そして、全体としての生産基地といたしますが、濃密生産団地を形成していくという方向が打ち出された次第でございます。

それから、北上・北岩手・阿武隈・八溝・阿蘇・久住飯田等はそれぞれの立地条件が違ひますけれども、先ほど申し上げましたように、いわば公共的な施設あるいは公共的な採草地をつくるかっこうにおいて、地元の規模の拡大を主としてはおかっているという方向が打ち出されたような次第でございます。

○瀬野委員 そこで、局長、いま申し上げたように、なぜ私がこれを言うかといふと、これだけの大きかりなもので、しかも五カ年にわたって、さらには十四億二千九百九十万円の経費を使い、この中にはもちろん人件費もあるとはいひながら、これらの調査事項については、パンフレットとか一片の紙ではわれわれは見たいことはあるけれども、そのほかには見たことがないが、これらにある程度まとめた中間的な報告をすべきじゃないか。国民の血税を使ってこれだけの調査をしたが、農林省はこの資料をなかなか出そうとしない。もっとこれを明らかにすべきだと思ひますが、そう

いったことを最終的にはきちと取りまとめた本にして出す考えなのか、どういうような方向にするのか、その点を明らかにしてもらいたいです。

○大山政府委員 われわれの考え方としては、あつた調査事務所で実施いたしましたのは、いわば技術的可能性というところの追求から始まりまして、その中で、たとえば阿蘇・久住飯田で言うならば、全体としてはフラットな場所でございます。しかしながら、具体的にその地区に入りますと、その中においては傾斜その他の問題が非常に複雑に入り込んでいくというところ、あるいは水というものがそこに持つてこられる可能性、いわば水源という問題との関連があるというようなこと、さらに言いますならば、あそこがおおむね入り会い地であるというところからいいたしまして、いわば入り会い権者の意向というところ、こういったようなことを勘案いたしまして、全体といたしましては相当大幅の地域を調査したわけでございますけれども、その中から、精査地区と、全体設計地区、着工地区というところで逐次出てくるこれらの地区については、事業が採択されるにつぎましては手続が要るわけでございますが、採択された場合においては地元に着わめて大きな影響を持つという意味からいまして、いわば、着工ということを前提とする地区のかたまりを持った段階において、その構想を文書にして地元へ流して、地元の御意見を聞き、問題点を経営タイプその他も含めて固めてまいる、こういうようなことをすべきであるというふうに考えまして、そういうふうな行なっているわけでございます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

四地域の調査事務所の実施いたしました地区は、数十万ヘクタールから、ところによつては百万ヘクタールにも及ぶ広い範囲を調査しているわけでございます。それだけをただ外部に出して見ても、それ自身としてあまり大きな一大きなといひますか、一つの着想というところになるだけでございますので、いままではその点は出さな

かった次第でございますけれども、先生の御指摘の点もございまして、今後、そういう調査の概要というふうなものは、地元に対して、より濃密に示してまいるという方向を進めたいというふうに考える次第でございます。

○瀬野委員 進めたいのは困るのだ。調査報告を出してもらわなければ困るわけだ。これだけの十四億二千九百九十万円も使つて、もちろんそれには人件費もあるとはいひながら、相当長期間にわたつて調査をしております。これらは国民の血税であります。こういったことを明確にいたしたい。と申しますのは、阿蘇・久住飯田高原の場合でも、当初、畜産基地としてのいろいろな構想で打ち立てられましたけれども、その後様子が変わつて、その中には、熊本県、大分県にしまして、いわゆる養蚕問題をかなり取り入れて、現にういったこともありまして、時代が前としましては相当変わつております。そういったこともあつて、ぜひこういったことを取りまとめて中間報告をし、最終的にはきちとやつてもらいたい、これだけの経費を使つておるのですから、しっかり督促してもらいたい、怠慢である、かように思うがどうですか、局長。

○大山政府委員 調査事務所の調査が進んできまして、入り会い地の整理についての農民の意識というものが、場所によつては畜産以外のところが好ましいとか、あるいは高冷野菜として開発したいとか、あるいは草地として開発したいというふうな意向が出てきたところがあることは確かでございます。それらの地区は、この調査結果というもののの中におきまして、そして、その調査結果というものを活用する県の振興計画の中におきまして、そういう新たな地区として一つ出てまいるというところでございます。

公団事業としてそれを行なうかということにつきましては、現在のところ畜産開発ということとを志向しております。また、上物まで同時に建てるという意味におきまして、それらの地区のい

ば草地開発、あるいは高冷野菜としての開発、これは従前のタイプにおける開発の予定地点ということにこの調査の結果から出てまいつたというふうな次第でございます。

○瀬野委員 最終的には、これを取りまとめてぜひ報告していただきたい。このことを強く要求しておきます。また、そういう方向を進めるといふ局長の答弁でありますので、今後またそれをわれわれは見守つていきたいと思ひます。

次に、以下、具体的な問題にずつと入つてまいりたいと思ひますけれども、最初に、農用地開発公団が今回新設されるわけでありまして、この新公団設置の意義について簡潔に答弁をお願いしたい。

○渡辺(美)政府委員 これは国内でつくられるものはなるべく国内でつくるといふふうな考えに基づいて、そのためには、先ほど局長が言つたような非常に高生産的な集約した濃密生産団地をこしらへる。そのためには、民間にやらしてもなかなかうまくいかぬ、農協でもできない、県、市町村も規模が大きいと、資金的な関係もあつてなかなかできない、国でやつては、規則その他がなかなかうるさい、まして、土地と建物を一緒につくつて払い下げるなんていうことは会計上非常にむづかしい、そういうことで、財政資金を使つて、そういう大がかりなものをやるとすれば公団がいだらうというふうなことで、農用地開発公団というものを設けることにいたしました。

○瀬野委員 新公団でなければこの事業は実施できないのかという質問が投げかけられるわけですね。と同時に、従来の土地改良法によるところの事業あるいは農地開発機械公団の事業等では実施できなかったのかといったことが疑問点として、委員の間でも話がよく出るわけです。また、新公団の利害得失というものはどういふふうに政府は考へておられるのか、さらに、新公団であればどんな利益が出てくるのか。それはいま政務次官も若干申されましたが、いわゆる新公団のメリット、デメリットはどういうところにあるか、基本的な問題として尋ねておきたいわけです。要

するに、営事業だと借金できないけれども、公団であれば借金ができるし、そして事業を進められる。ところが、そのかわりに、結局は利息が農家にかなりウエートがかかつてきますので、経済効果をあげて所得を上げないと農家は困るということになるが、農家にどうすれば利益が与えられるか。

いま、一部政務次官からもお話しがございましたが、これはあとの質問にもいろいろ関係するのでも、冒頭に総体的にお伺いしておきたいわけですが、新公団でなければどうしてもこの事業は実施できないのかという素朴な疑問に対して、政府はこれをどう検討し、どう答えられるのか、その点を明らかにしてください。

○渡辺(美)政府委員 詳しいことは局長から説明させていただきますが、現在機械公団があるのだから、それだつていいじゃないかという疑問が一つだと思ひます。ところが、現在の機械公団は直接自分で仕事をするというような仕組みになつておりますが、こういうような官業直営の事業というものはいろいろな点で制約があつて思ひやうくないところもある。多少のフリーハンドもなければならぬというところから、今回は、直営で事業をするというよりも、いままでの修得した技術というふうなものを活用して、しかも、これから農地の造成ということが非常に大きな一つの課題になつておりますから、事業量も飛躍的にふえる。未墾地の開墾事業等が、いままでの計画だと飛躍的にふえるという見通しであります。そこで、うんと能率をあげていくためには、やはりこれは発注公団に切りかえていったほうが、一定の人間でもっとより多くの事業ができるというメリットが一つあると思ひます。

そのほか、国とかあるいは県でやつたらどうかというふうな話については、先ほどちょっと触れましたとおり、国営直営事業、国自体がやるというところは、会計法上の問題等もあつて、ワンセットをつくり上げて、それを売り渡すというふうなときにむづかしい問題が起きてなかなか円滑にい

かないとか、県等においてはなかなかその金がかかるとか、いろいろな点を考えて今回の新公団にしたわけであります。

さらに、旧公団と新公団との差異という委細につきましても、局長から答弁をさせます。

○大山政府委員 いま政務次官から言われましたように、いわば補助金というものについて財投を取り込むということが公団方式の一つの大きな目的でございまして、先ほど政務次官の言われましたような問題とあわせて公団にするわけでござい

ます。そこで、今度は機械公団と新公団との関係でございすけれども、新公団という問題につきましても、先ほど政務次官が言われましたように、発注公団というところによりまして、みずから設計し、そして発注し、そしてでき上がったものを施設も含めまして売り払いし、そして償還をしてもらう、こういうふうな行なうわけでござい

ます。機械公団の場合はそうではなくて、他からの事業を受けて、ただそれを施工するというふうなことでございすので、新公団の性格というものは旧公団とは全く違い、旧公団をもつてかりにこの種の事業を行なうとするならば、その設計から始まりまして、これはすべて新たな別の機能が必要になるということに相なるわけでござい

ます。○瀬野委員 附則第十一条に、農用地開発公団は、「当分の間、第十九条の規定にかかわらず、」云々とありますが、この「当分の間」は、どのくらいの期間を考へておられるのか、お答えください。○大山政府委員 新公団が当分の間、従前の機械公団が行なうとされている事業を行なう期間とい

たしましては、一応三年をめぐらうというふうな考へております。○瀬野委員 附則第九条に、「農地開発機械公団の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き公団の職員となつたものについては、公団が国家公務員等退職手当法」二と読み替えてこれらの規定を適用する。」と、ありますが、「引き続き」

という、この法文は、思想的におかしいと私は思う。これはいわゆる引き延ばすための陰謀だといふふうな巷間でいろいろと批判を受けておるが、これに対してはどういうふうな政府の見解を持っておられるか。「引き続き」ということは変えるべきであると思うが、いかに。

○大山政府委員 機械公団に現に在る方で、国家公務員等退職手当法の関係における身分を持っていた方も含めまして、新公団は債権債務を一切承継するわけでございす。したがって、機械公団が解散する際に、その機械公団の職員であつた者が、いま申し上げましたことの関係上、新公団に引き継がれる場合に、その公務員退職手当法との関係において、それを通算してまいらうという趣旨のことでございまして、この「引き続き」という表現がない場合には、その通算という問題との関連において好ましくないということから「引き続き」ということばが入つておるような次第でございまして、この種の規定は大体例文であるといふふうに私は理解しております。

○瀬野委員 以上若干の点について触れてきましたが、以上の問題を踏まえて、次の問題について政務次官に御答弁を願うと同時に、局長からも補足的な説明をいただきたい。

このことを申し上げる前に、冒頭に、新公団の法案についての私の考え方を誤解のないようにするために明らかにしておきました。公団職員が今後真に希望を持って仕事をするためにも、また、七百九名の職員を守るためにも、また、国民の血税を使つての今後の食料自給のためにも、このような濃密団地を形成していく。私はこれを濃密生産地としたのですが、こういふことからあらえて申し上げますが、農用地開発公団の性格論と農林省の姿勢というものをきくはここではつきりしていただきたいのです。

農地開発機械公団は、昭和三十年十月十日設立以来、幾多の実績を残したことはよく承知しております。もちろん失敗しているところもありま

す。今後たいへんな問題を残しておるところもある。と同時に、模範牧場として成果をあげておるところもあります。最初はやつたが、指導して、あとは全然ほつぱらかしているというものもある。いろいろありますけれども、今日に至つては、機械整備、技術水準の向上によりまして、民間において数年前から民業圧迫という声が出ておることは事実であります。われわれも、こういう問題

を地元として相当悩んでまいりました。すなわち、四、五年前から先が見えてきたといふふうな言われておつたわけです。受注対象事業もだんだん少なくなつてきております。大蔵省も五年前から問題にして、この公団の存続問題はいろいろとやかく批判されてまいりました。いわゆる大蔵省から見すかされてきたのであります。本日出席の渡辺政務次官もかつては三悪公団の一つと言つたが、いまは立場上答弁を異にしております。すなわち、農用地開発公団は受注公団から発注公団に性格が

変わったのです。ときあたかも近年食料自給が問題となり、時期到来とばかりのこの動きに対して、世間では次のように批判をしておる。機械公団は新公団に転換して乗りかえていくものだから、また、うまいつなぎが見つかつたなとか、または渡りに船じゃないか等、批判を買つておるのも事実であります。ちなみに農用地開発には三つありまして、一つは農地、二つには放牧採草地——普通これは草地と言つております。そして三つに干拓と、この三つがあるわけですが、これが昭和四十五年

は約四万五千ヘクタール、四十六年四万ヘクタール、四十七年三万九千ヘクタールで、逐次減少傾向をたどつております。昭和四十九年度予算のときに田中総理も、特に目玉として、一つに大豆、麦、飼料の生産奨励、二つには開発輸入、三つにはそれらの備蓄——もちろんこれは木材等を含めてですが、四つには農用地を拡大して自給向上をはかるというところなどを方針の中で述べておりますが、今回の法案は従来の受注公団から発注公団になつていくために、まるっきり性格が変更されておるのであります。すなわち、いままでは農地造成はしたが、今度は、いわば机の上で済む仕事

になるのです。設計、施工管理だけになると言つても過言ではありません。施工は業者がやることになるわけです。ずいぶん性格が変わる。しかもこの間、言うまでもなく、先ほど答弁がありましたように当分の間、三年を目途として仕事をすることになるもの、三年後は明らかに公団のみの仕事になるということとでございすので、かように申し上げるわけです。

このように見えますと、国民の血税を使つておるこの公団が農用地開発のための公団が、公団のための農用地開発かというように一般に言われておるゆゑもこれらからうかがい知れるところでありま。農地開発機械公団を存続させるための法改正ではないかといふふうな言ひ方もあるわけ。すなわち、農地開発機械公団の延命工作に使われた、看板の塗りかえだといふふうにも言われるわけです。俗なことばで言うところの、のぼりは立つたが中身は農地開発機械公団ではないか、しかもトンネル機関化の心配があるといふ批判があるわけ。また、官業に安住するものだといつたそしりを免れない。こういふことを、現に政務次官等もいろいろと発言されておる。

いろいろと申し上げてまいりましたが、冒頭に申し上げましたように、これらを引きつらうにして、今後の公団のあり方というものはつきりと性格づけをし、さらには新公団の姿勢を正していかなければならないといふことで、私は、農林省の姿勢、新公団の性格について、政務次官から、また局長から補足的に見解をとくと聞きたい。

また、この問題は、農林大臣に質問を後日残しておきますので、その機会に明確にするということとを留保しておきます。

○渡辺(美)政府委員 私は、機械公団が三悪公団の一つだと言つたことはありません。ありませんが、あなたがいま御指摘になつたような世間の批判があることは事実であります。それは実際問題として農地造成をやつておるわけでありま。特に、米の減反といふものが行なわれるようになってから、水田の開発といふものが非

常に狭まった。そうかといって、畑地の開発はそれ以上に大きくなっているわけじゃない。仕事がないために国営事業等は優先的に公団が請け負うというふうなことで、五十町歩とかあるのは百町歩未満のそうむずかしい、簡単な小さな仕事で、しかも平たん地で民間業者が幾らでもできるような仕事でも機械公団が先取りをするという事実があります。そのために、そんなことは民間にやらしたていいじゃないか、国がやるのなら、民間でできないようなでかい仕事とか、リスクの伴うようなこととか、あるいは時としては損してもやるのだというふうなことを国がやるのでなければ、現在の社会制度の体制の中でおかしいじゃないかという議論があります。そこで、そういうふうなことがあってはいけないし、一方、また、草地の大開発をやるという空気になってきて、食料自給だということになり、大規模のことをやるのにはいまのままではとてもだめだ、いままでは与えられた仕事をするだけだったけれども、これからは仕事をしながらいろいろ勉強もしていかなければならぬし、技術の上達した点もあるし、管理も、今度は金も調達をし、仕事も計画をし、管理もし、そうしてでき上りに責任を持たせるというふうなことで性格を変えていくというのであって、ただ単に機械公団の延命策ということなら意味がない。私は、そんなものならつくらないほうがいいと思う。しかし、現実の内容を変えて、あなたがいま御指摘になったような批判にこたえられるようなものをつくっていくというところとでありますから、単なる延命策であるというふうには考えないでほしい。特に、その点については、省内においてもそういうことのないようにしてもらいたいということで、事務当局にいろいろと私は指示をしてきておるわけでありました。

間には優秀な機械を持って、そして、その貸し付けというものが一つの大きな目的であったと思えます。しかしながら、その後、民間におきます技術水準の向上と機械設備の向上ということもございまして、現在のところ、機械公団の一番大きな事業は受託事業ということになっている次第でございます。そして、その受託事業といたしましても、なるべく民間との競争を避けるという意味からいたしまして、たとえば山間でありまして、超湿地でありまして、たまたま山間でありまして、あるいは最初から後ほど精算するという方式しか取り得ないようなところ、こういうところを重点として機械公団はやっていくような次第でございます。そういう意味からいたしますならば、機械公団というもののそもその発足いたしました当時におきます使命というものは、いまや非常に変わってきているわけでございます。

そこで、新公団につきましても、機械公団の貸し付け業務が非常に減少してきている、あるいは受託工事につきましても、民間との競争を避けるために、そういうところに重点を志向してきているというふうな中におきまして、あるいは調査、設計まで受託をするとか、あるいは共同利用模範牧場事業を行なうとかいうようなこと、いろいろな発注的なことについても、あるいは監督的なことについてのいろいろの事業についても進めてきていたわけでございます。いわば、農用地の開発あるいは施工管理、むしろ監督といえますが、そういう面におきまして機械公団の職員の持つておられます技術と経験というものは、新公団業務としてふさわしいものであらう、したがってこれらを活用したいということにすぎないわけでございます。

いま、政務次官が新公団についての姿勢を言われましたけれども、われわれといたしまして、新公団がまさに単なる延命というところに結果的にならぬようなかっこうの、能率のいい公団にした。そして、この公団事業というものが直接農民負担にはね返ることもございしますので、厳重に監督し、能率のいい公団というふうにして、もしこの法律が通りますれば、そのように進めてまいりたいというふうに考える次第でございます。

○澤野委員 いま質問いたしましたように、農林省の新公団に対する姿勢、また、新公団の性格論、これが一番問題になるわけですが、局長並びに政務次官がいま答弁されたように、いわゆる延命工作にならないような対策を今後十分にやってもらわなければいけない。しかし、こればかりに時間をかけるわけにはいかないし、このあと関連して質問が次々に出てきますので、そのおりましたこれを踏まえて見解を明らかにしていきたいと思えます。

なお、政務次官が三悪公団の一つと言った云々については、言ったことにはないとおっしゃるけれども、それはそのように受けとめておきます。私も、公開の席で言うからには、私なりにいろいろ根拠があるわけですから、政務次官から否定がありましたので、その点は取り消しをしておきます。

そこで、政務次官、この土地の中に、日本には草地という地目がないわけですから、世界的には草地、林地、農地というのがあるわけですが、よく草地草地ということばが使われるけれども、今回の業務の範囲を見ますと、第十九条のイ、ロ、ハというものが農用地開発公団の必須事業になっております。すなわちイは土地造成、すなわち面開発でありまして、農地、それからいわゆる草地という採草放牧地、農業用施設、すなわち畜舎、堆舎、倉庫などの敷地等があるわけですが、この草地というものは畜産小委員会ではこのことをきょうと申し上げて、参事官のほうの書類の諮問案に対するクレームをつけておきましたけれども、厳密に言うると日本には草地という地目がないのですけれども、この点について政務次官はどう理解しておられますか。

○渡辺(美)政府委員 法律上の用語の解釈でありますから、畜産局長から答弁させます。

○澤野政府委員 いわゆる草地ということばの中、いろいろな意味を含めて使う場合があるわけでございますが、われわれは通常、草地開発事業によって造成改良された永年牧草地、永年牧草が植えられておる土地というふうに理解をしておるわけでございます。したがって、草地は、農地法の関係から見ますと、農地法では農地とそれから採草放牧地ということに分かれておりまして、草地というのは、肥培管理をするという土地を農地と言ひ、それから採草放牧地は肥培管理をしないというふうに分けて考えておるわけでございます。その意味では、農地法上の農地に該当するものをわれわれは草地開発事業におきます草地というように言っておるわけでございます。ただ、農地法上採草放牧地といふと、ことばの利用の形からいいますと、まさに採草したり放牧する土地でございますが、しかし、それは農地法上は農地ではない。ただ、われわれの通常言っております草地というのは、いま言いましたように農地法上の農地であるということになると、農地法上の採草放牧地というものが除外されるわけでございます。しかし、実際にわれわれが草地と言っております場合は、畜産的な利用ではそういうことになるわけでございます。ことばとしては実はやや混乱をして、なかなか理解しにくいところがございますけれども、われわれが土地改良の長期計画その他で、あるいは予算上草地開発と言っておりますものは、農地法上はあくまでも肥培管理の対象となる農地というところで、一般の採草放牧地、これは草地という概念からははずしてございまして、いわゆる野草地ということになるわけでありまして、民間放牧の野草地を含めました野草地、こういうことで一応の仕分けをしております。非常にややこしく、あるいは私の説明が不十分かと思ひますけれども、農地法上の採草放牧地というものは肥培管理をいたしませんので、私どもの草地というものは一応除外をいたして、それは、われわれとしては、野草地とかあるいは草質

源というようになことで使っております。

○瀬野委員 これはいろいろ今後に関係があるの
で、この機会に明らかにしておきたいわけですが、
けれども、農地法上二条にこれははっきりしておる
わけで、日本には草地という地目はないわけであ
る。いわゆる農地と採草放牧地、すなわち普通牧野と
言っておりますが、肥培管理を行なったものが農
地であるということ、今後区別をはっきりして
おかねばという混乱をしてくるので、あえて
議事録にとどめるためにこれを申し上げました。
第十九条の口は土地改良事業であると思ひので
すが、ここに「政令で定めるもの」と規定してあ
りますけれども、どういふものを政令事項にされ
る予定ですか、この点を示してください。

○大山政府委員 先生の言われましたのは、十九
条第一項一号の口の「政令で定めるもの」とはど
ういふものかということでございますけれども、
いまのところ、これで政令で定めるものは考へて
おりません。

○瀬野委員 その次の十九条の一項の三号は、本
法によらず、災害復旧事業でやったほうが高率補
助だからという意味なのか、この点を明らかにし
てもらいたいと思ひます。

○大山政府委員 災害復旧事業は、これはほかの
公団の場合でもそうでございすけれども、いわ
ば手直し工事、手戻り工事というかつこうで行な
う災害復旧もございす。ここで三号で申し上げ
ますのは、大きな災害等があったというような場
合に、新設あるいは改良された施設の復旧を行う、
こういう意味における災害復旧でございす。

○瀬野委員 次に、本法でのまた一つの大きな問
題は、公団の事業と土地問題でございす。これは
当初の概算要求の昨年八月ごろからずいぶん変
わつてきておりますが、これらについての当局の
見解を承りたいと思ひます。公団の行なう事
業は、都道府県の申し出により、農林大臣が事業
実施方針を定めて公団に指示するわけですが、公団
はこの方針によって事業実施計画を作成して、農
林大臣の認可を受け、事業を実施することになつ

ております。ところで、公団が行なう事業には、
土地取得について法律上何らの規定もなく、事業
用地の取得主体が明らかにされていないのであり
ます。われわれが推測してみますに、都道府県の
の申し出が事業の始まりであるので、都道府県の
段階で土地取得を行なうことを予定しているもの
であるのか、それとも市町村でやるのか、または
受益者であるのか、明らかでないであります。
すなわち土地問題は、最近のゴルフ場、レジャー
用地、別荘地等、列島買いあさりと言われるほど
買い占められ、しかも、地価が高騰しておるわけ
でございまして、このようなときに、この法律に
定める適格要件を備える面積を確保することはな
かなかむずかしい問題とされております。そこで、
公団事業を行なう区域の土地取得はどうなつてお
るのか、その主体はだれか、すでに買い占められ
た場合はどうするか、この点、要点を簡潔にお答
えをいただきたい。

○大山政府委員 公団事業として行ないます土地
でございすけれども、これは法律にもございま
すように、土地についての全員の同意が要するわけ
でございす。そして、公団事業として行ないま
す土地は、事業参加者たるべき者の持つてゐる土
地、それから、他人の土地を利用するかつこうで
事業に参加したいという人の土地につきまして
は、本人間で相対で話し合ひをする場合もありま
すけれども、合理化法人をして買わしめる、ある
いは、入り会ひ権のような場合には、合理化法人
から一括借料を払うかつこうで借り入れてやる、
こういうふうなことで行なうわけでございます。
もちろん国有地があれば国有地を利用するといふ
かつこうに相なるわけでございます。個人の土
地を提供した場合、それから合理化法人の土地を
提供された場合、それから賃料によつて合理化法
人が借りた場合、これによつてかつこうは違つて
まいりますが、いずれにいたしましても、個人の
所有する土地について公団が事業を施行した場合
には、その土地としては、その事業参加者のもの
のままでございす。

それから、生産法人が買った土地について公団
が行ないました場合には、公団が行ないました結
果に基づきまして、その上物も含めて生産法人か
らまた個人に売る必要があれば個人に売るとし、あ
るいは生産法人に売るなら売る、こういうかつこ
うに相なるわけでございます。したがひまして、
公団事業として行ないますときに、昔の開拓のよ
うに、一たん全部公団が土地を取得いたしまして
事業をやつて、その土地を売り払うということ
ではなくて、現在の開拓パイロット事業と同じよう
に、その土地の施工を頼まれてそれをやるという、
国営開拓パイロット事業と同じようなタイプとい
うふうにお考えいただきたいと思ひます。

○瀬野委員 農林省は昨年八月に昭和四十九年度
予算の概算要求をしたわけですが、当時は、最初本
法は規模が大きかつたわけです。そして、法案提
出に至るに至つてだんだん小さくなつてきたとい
う印象を受けているわけです。もつとも、政府の
従来からの新公団抑制という方針等もあつてのこ
とであることは十分承知しておりますけれども、
当初から見ると相当後退している。そこで、この
業務のうちに、都道府県の合理化法人に対する土
地取得資金の融通は農用地開発公団の事務からは
はずすということになつてまいつたのです。四十九
年度概算要求のときは、土地の取得を含めた公団
をつくらうと、意気込みはよかつたが、われわれ
が最も期待した肝心の土地問題ははずされてし
まつた。この点は実に残念に思ひます。もち
ろん、大蔵省の強い姿勢もあつたらうし、資金も
二百億ぐらい要するだらうというぐあひに言われて
おりましたから、その点、理由をこの機会に明ら
かにしておいていただきたい。

○大山政府委員 本年度の予算編成当時におきま
して、先生の言われましたように、新公団の事業
といたしまして、いわば下物から上物までも一括
して行なうという事業のほかに、都道府県の合理
化法人の土地取得資金につきまして、財投資金を
この公団を通じて流すことによつて土地の取得に
つとめたいというふうなことも、いわば金融機関

的な性格もこの公団について考えたような次第で
ございす。しかしながら、いろいろと折衝する
中におきまして、新公団はやはり事業公団といふ
かつこうで純化して出発させるべきではないかと
いうふうなこともございまして、そういう方向に
切りかえた次第でございす。

ただ一方、しからば土地の取得との関係いかん
ということに相なるわけでございますが、その点
につきましては、従前までは合理化法人の特別事
業についての無利子資金ワクをここの二年間毎年二
十億ずつ出しておりましたけれども、本年度の場
合は、そういう二十億の金のほかに、金融機関か
ら借りる金に對しまして全額利子補給をするとい
うことによるワク二十億を新たに追加した次第で
ございす。したがひまして、合理化法人といつた
しましては、従前のような補助金というかつこう
のほかに、無利子資金ワクをつくるというかつこ
うで四十九年度予算から対処しているような次第
でございまして、今後、合理化法人と公団との間
の密接な連絡の中で、公団が必要とする土地は合
理化法人に先行して買つてもらふということにお
きましては、従前の考え方を全然変えていないよ
うな次第でございす。今後新公団が事業を行な
いますにあたりまして、土地の取得という問題に
つきましては、合理化法人によりまして先行取得
させるといふ方向は今後ともさらに強化してまい
りたいというふうな考えです。また、現に根室が
すでに二万一千ヘクタールという規模において事
業の行なえるゆえんのものも、あすこの合理化法
人が先行して土地を取得しておつたといふこと
が、現在の見ますと非常に大きな功績になるわ
けでございすので、これになつたかつこうで
今後進めてまいりたい。また、そのために必要な
合理化法人の特別事業ワクは、今後必要量に合
わせて拡大してまいりたい、こういうふうな考へる
次第でございす。

○瀬野委員 その点は一応わかりました。
そこで、私は、次の問題に入る前に、本法には
「譲渡し」といふことと「売渡し」といふことが

たびたび出てくるわけですね。また、当局もそのことをよく使われるのですが、「譲渡」と「売却」とどう違うのですか。

○大山政府委員 「譲渡」ということは対価の關係がございせん。「売却」ということはの裏には対価がある、こういうことでございせん。

○瀬野委員 そこで、政務次官に次の問題をお尋ねしたいが、新公団の発足によって、いろいろいま答弁もありましたように、われわれが当初期待したものがずいぶん後退してきて残念なんですけれども、農林省のいろいろな役人に言わせると、農民が土地をほしいから全部売り渡すという制度にしたのだというような説明が聞かれるわけですから、公団が所有権を持つべきだと私は思うわけですが、これをリースにしたらどうだったか、リースにすべきではないか、こういうことを私は提案したいわけですが。

御承知のように、ほんとうに牧場を持つならば、場所にもよりますけれども、三十ヘクタールくらい必要だと言われる。そうしますと、大ざっぱに言って一億圓くらいは資金がかかるのではないかと。そうならば、農民はたいへんな資金に苦勞をする。当然そのほかに経営資金というものが要になつてくるわけですね。そうなりますと、せつかく牧場を開いて経営をしていこうと思つても、いづまでも金利に追われて資本蓄積ができないというのが実情でございせん。そこで、農地については永代小作をやつたらどうかと思つて、これを同様のリースをやつたらどうかと思つて、これを同様のリースとなれば契約解除もできることになる。本法では八年間譲渡禁止になつておるといふ条文もございせんが、そういう意味から、こういうことをもあわせて考えるべきではないか。また、農民の希望をつなぐためにも、いわゆる売り渡しといったことも当然考へてやるとか、いろいろ考へてゐるわけですが、その点についてはどういふように検討してこられたか、当局の見解を承りたい。

○渡辺(美)政府委員 一つの考へ方かもしれませ

んが、非常に技術的にむずかしいような問題もあるし、きわめて技術的なことでありますから、事務当局から説明をさせたいと存じます。

○大山政府委員 建て売りをやめてリース方式でやつたらどうかという御意見でございせんので、今後とも研究課題として検討してまいりたいといふふうに思つてございせん。

ただ、リースと申しまして、上物の場合でございせん、リースの対価といたしまして、減価償却費に相当する額が対価となるわけではございせん。減価償却に比しますと、これを売り払つて、補助費につきましては、いわば財投資金を借りるわけにございせんので、財投と同じ条件のもとで売り払つたほうが結果的にはむしろ有利になるのではないだろうか。と申しますのは、減価償却のほうも期間も短いわけにございせんので、その分から言うならば、むしろ対価としては高くなるのではないかというふうな感じもいたします。

それから、土地でございせんが、土地をリースにするといふことは、合理化法人が買った土地を小作するといふようなことになるのかとも思ひますけれども、営農意欲の問題とか、あるいは万一の場合の信用力といったような点から考えますと問題がないわけではございせん、やはり、自分の土地を自分が経営するといふか、このほうは、それと比較的大きな規模の土地についてやるというか、このほうをとつてゐる以上は、かえつていいのではないだろうかというふうにも考える次第でございせん。

○瀬野委員 大蔵省にやられて、どうしてもそこまでできなかったと言ふかと思つたが言わなかつたが、わかり切つたことをこれ以上追及してもむだですから、十分今後検討するようにしてもらいたい。当初こういうことを考へてやるようにわれわれも意見を言ひ、期待を持つておつたわけですから、ずいぶん性格が変わつておるわけですね。こういうことをやると一時間もおかつちやうなので、一応きようは問題提起といふことにしてお

きます。

今回の法では、譲渡禁止が八年になつておるけれども、これはなぜ十年になつたか。どうして八年にしたのですか。たくさん質問したいので、簡潔にお答えください。

○大山政府委員 土地改良事業等の場合、干拓等も含めまして、八年という先例によつた次第でございせん。

○瀬野委員 そこで、十九条の第二項ですが、「公団は、前項の業務のほか、委託に基づき、農林大臣の認可を受けて、同項第一号若しくはロの事業として行ふ工事又は同項第三号の業務として行ふ工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。」とありますが、これはすなわち、濃密生産団地四地区の周辺はついでにやつてくれと委託できるといふことではないかと私は思ふわけですが、すなわち、新公団は設計、監督がおもなる業務だが、当分の間いゆる委託事業でやるということであらうかと思ふのですが、当分の間が過ぎたらこゝういふ委託事業をやらぬといふことになるのか、また、できなくなると私は思ふのだが、その点、簡潔に結論だけお答えいただきたい。

○大山政府委員 十九条二項で言ひます「委託」といふのは、たとえば飲雑用水を新規公団事業として行ないます場合に、その部落の水道も同時にやつてくれといふことがございせん、場合の場合、その委託を受けて行なうといふことでございせん。したがつて、機械公団が受託公団でやつたといふ意味におきまして、その受託業務といふのは附則によつて当分の間行ないますけれども、こゝで言う委託といふのは、そういうこととはではなくて、水道等のアロケート事業の委託を受けるといふことでございせん。その委託事業として行ないます中身は、これまた発注いたすといふ、こゝういふ趣旨でございせん。

○瀬野委員 第二十条に、「農林大臣は、政令で定めるところにより、都道府県から、云々とありますが、これを見ますと、完全に都道府県が逃げられないようになってゐるような印象を受けるわけ

です。そして、その中で、農林大臣に対しての申し出の適格要件が三つあるわけですが、その二番目に、「申出に係る区域が前条第一号の濃密生産団地の建設に必要な自然的経済的諸条件を有していること。」とありますが、これはどういうことかまだはつきりわかつていないと思ふので、この点明らかにしていただきたい。

○大山政府委員 二十条の二の御質問かと思ひますが、要するに、申し立てにかかります区域が、たとえば畜産基地として、いわば自然的、経済的なことを含めた意味において畜産の適地であるといふことを言つてゐるだけのことだと思ひます。

○瀬野委員 その次の三号でございせんが、「申出に係る区域の周辺の地域が、第一号に規定する未墾地及びこれに準ずる土地が相当の範囲にわたつて存在する地域として政令で定める要件に適合するものであること。」とありますが、これはこゝういふことですか。先ほどから言はれた広域地区の四つの地区があるとして、そのまたさらに周辺に未墾地がある、こゝういふような意味になるのですか。

○大山政府委員 先ほど来申し上げておりますように、一号で、広域の場合でございせん、採択条件として五百ヘクタール以上なければいけません、それから畜産基地の場合には百五十ヘクタール以上なければいけません、と、たとえばでございせんが、こゝういふような面積制限といふことが、採択要件でございせん。ただ、そういう団地が一つぽつんとありまして、これは二号とのからみにおきまして、それだけがいれば広域な生産団地になるわけではございせん、こゝういふところがある、その周辺において少なくとも五つ六つ程度ある、こゝういふ広がりがある、こゝういふふうなことを三号で言つてゐるわけにございせん。いわば、個々の事業はその集団の広がりの中の一つであるといふ趣旨でございせん。

○瀬野委員 おそらくそつちだと思ふ。そうすると結局もう土地が限定されてくるわけですね。だから、全国で四カ所。しかし、これはもつと出てく

ると私は思うのです。冒頭いろいろと申し上げたとおりですが、これは問題なので、また次回にいろいろ論議することになります。

その次の二項に、「農林大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、大蔵大臣及び自治大臣に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない」となっているが、「大蔵大臣及び自治大臣に協議する」ということは、自治大臣はえらい喜んだということ、私は聞いておるのだけれども、都道府県はますます逃げられぬようにしておる。そこで、私が心配するのは、大蔵大臣も自治大臣も協議すること、はけつこうであつたにしても、こういうことになりますと、計画変更をしようとした場合に容易にできないじゃないか、将来これは必ず問題が起きるのじゃないかと思うが、この点はどうか。

○大山政府委員 水資源公団等の例によりまして、やはり、大蔵大臣と協議するといふふうなことは従前からございまして、計画変更について、そういうものとの協議があるということによって支障はあると思つておりません。

なお、自治大臣というものが一つ入りましたことにつきましては、この公団事業というものが、いわば県の相当の関心として、またさらに言いますならば、後の普及体制ということも含めた県との共同事業的なものという趣旨で、県の申請に基づき、あるいは県と協議してこういうふうなことになるっております。そういうことで、県の非常に大きな負担、あるいは場合によりましては上乗せということも期待しているわけではございますが、そういうふうなことで、県との共同事業的な意味においてこの公団事業を仕組んでいるようなわけではございません。したがって、そういう意味において、自治大臣との協議ということを入れますと、将来の問題といたしましては、特交さえ期待したいといふふうな考へていようなわけではございません。したがって、公団事業といふか、この中において、県が従前以上に重大な関心を制度的に持つ以上は、自治大臣が入ることによって計

画変更が支障を来すといふふうなことはかえつてならぬのではないだろうかといふふうに期待しているわけではございません。

○瀬野委員 そのころは局長ももういないかもしれぬけれども、とにかく、そういう懸念があることは十分わかつておるのだ。あなたもずいぶん苦しい答弁をしておるようだが、いまの特交さえ期待しておるといふところは、これはなかなかいいことを言つたと思う。そういう意味ならば私もけつこうだと思ふが、はたして、片寄つているところに自治省が特交としてこれを考えるかどうかというところは、これはまたたいへんな問題で、この点だけは特に私は永久に記憶をしておく。

（山崎（平）委員長代理退席、委員長着席）

さて、時間の制約があるので、はしつて一通り質問しておきたいと思ふわけですが、第二十一条の二項を農用地開発公団がやることになっております。時間の関係で条文は読みませんが、この第二十一条は「事業実施計画」でございまして、すなわち、土地は都道府県にあずけたが、土地を取得するための同意は農用地開発公団がとるということになる。ゆえに、農用地開発公団にその能力があるかどうか問題になる。また、公団自身も自信があるかどうかと私は懸念する。こういうことについては、明朝参考人にも聞くわけですが、政府のほうは、同意がとれないと事業がやれぬわけですから、県が申し出のときに内諾書をとつておるからだいじょうぶだと言われるかもしれないが、この同意をとるといふことがたいへんな問題だと私は思ふけれども、この点はどういふふうに検討してこられましたか。

○大山政府委員 先生の言われますように、関係権利者の同意をとるといふことは簡単なことではないと思ふわけではございますが、しかしながら、権利者の同意をとるといふことは、事業を設計し、責任をもつて施工する事業主体が行なうのが最も適当であらうと思ひます。現に、国営農地開発事業等につきましてもそういうふうな行なつておるわけではございます。そして、また、こういう

た事業を仕組む中におきましての過程におきまして、地元との密接な関連なしにはこの種事業が行なえるようなものではございませんし、従前から、地元との積み上げの上での、こういうかっこうで仕組んだ事業の同意ということではございまして、国営事業等でもやっておりますと同じように公団がみずからやるべきであり、また、公団がやるにつきましても、地元市町村なり県の協力を得つ、所要の人員を派遣する中でこれを行なわざるを得ない、また行なうことも可能であらう、こういうふうな考える次第でございまして。

なお、既述地周辺の増反の事業とは異なりまして、山林原野が主要な対象地でありまうやうなものと等からいたしまして、農地保有合理化促進事業の活用といふことを非常に大きく期待しているやうなことでもございまして。また、県の申し出の際には、ある程度の権利調整が期待されておるといふやうなことからいたしまして、その決定的にむずかしいことではないだろうかといふふうに考える次第でございまして。

○瀬野委員 事業参加の全員の同意となりますと、県が申し出のときに内諾書をとつておるからだいじょうぶだといふふうによく聞くのですけれども、本工事のときには内諾書ではいけないわけでありまして。本同意を得なければならぬと私は思ふのだが、その点は、そのように理解していいですか。

○大山政府委員 そのとおりでございまして。ただ、土地改良事業的な部分については、三分の二の同意でいいわけではございます。

○瀬野委員 そこで、私が心配するのは、これは行政次官も聞いておいてもらいたいが、公団の仕事がだんだん影が薄くなつて、浮いてくるやうなにか、これはなかなか容易ではないことです。言うまでもなく、本工事のときは全員の同意をとらなければいけません。そうすると、これはどういふことが起こるかといふと、入り会ひ権の問題があるときなんかは、御主人がいかせぎに行つており、女

房が自宅におる、いよいよ本工事をする公団の職員が行つた、判をついてくれ、つかぬ、どうしてや、主人がいらないからだといふときに、いや、主人がおるときに内諾書に判をつけて内諾してもらつていと言へば、女一人であらば何となく圧力がかけられて、それならばと云つて、いなかの人はわからぬものだから判をつくといふことで本同意になつてしまふといふやうなことがある。それは強制したのかしないのか、その判別はむずかしいにしても、その辺が実に問題を起こしてくるということ、どうしてこういうことをしたのであらうかと思ふのだが、そういうことは全然心配ないといふに逃げられるのだからと思ふけれども、どういふふうにしてもらいたいが、どうですか。

○渡辺（美）政府委員 それは、同意をとらずに公団が事業ができれば一番やさしくて一番いいことなんだが、実際問題として、同意をとつても、ごく一部のほんとうに一％くらいの人々が反対しても事業が暗礁に乗り上げるといふやうなことはしよつちゅうあることなんです。まして、こういうふうに結果的にはだれかが個人的な企業経営をやりますから、そういう土地造成をするのに、同意をとらないでかつてにこつちが仕組んでやつてしまふといふやうなことは、言うべくしてできるものじゃない。ですから、ほんとうは全員の人に賛成をしてもらつて、そういう盛り上がりの中で事業をやるといふことが一番いいと思ひます。それは確かに同意をとることはたいへんなことです。たいへんなことだけれども、たいへんなことでも、やらなければ問題が起きたときになおたいへんな話になつてしまふから、ともかくあらかじめ同意をとつてやつたほうがよろしい、こういうふうな考へております。

○瀬野委員 わかつたやうなわからないような答弁だけれども、たいへんなことであり、たいへんであるからたいへんである。全くこれは重大な問題なので、この辺は農林省も本音とたてまとい

ろいろあるような気がして、質問をするのにもほとんど元気が出ないけれども、十分に検討して、こういったところに問題があることをよく知っておいてもらいたい。

そこで、もう少し申し上げておきますけれども、事業参加者の全員の同意の場合に、阿蘇・久住飯田地区の場合なんかは入り会い権が百七十二ぐらにあるというふうな言われておりますが、特に阿蘇は七十八通りの入り会い権があつてむずかしいと地元では言っておるわけですが、不動産屋が持つておるもの、入り会い権、別荘があり、またはゴルフ場があるというふうなことで、いろいろと容易じゃないわけですが、全員となると、これは持ち主だからたいへんではないかと私は言うわけでごさいます、その村に在るならばいいが、村以外に全国的に散らばつておる場合があるということ、これはたいへんたいへんなことになるわけですが、民法の四百七十九条でも、この入り会い権の問題等については、旧来の慣行によるというふうな逃げたような条文になっておるわけで、これが今後のこの開発をする上に最大のネックになつております。ゆえに、入り会い権解決には結局金による以外にないということが従来からよく言われていたわけですが、ほんとうは公団でやるべきではなかったかと私は思うわけですが、政府も当初はそういうことを考えていたようです。ところが、予算の概算要求の段階で、特に農林省は予算折衝の上で大蔵省に腹が弱いため、大蔵省農林局と批判されている。今回もついに大蔵省から変更を余儀なくされたのだ。たとえば熊本でも、開発が千ヘクタールとして、一アールがかりに十五万円とすると、百五十億円ぐらいかかることになります。金で解決するにしてもあまり多額の財源を必要とするし、結局できないというふうな気がしてならぬのですけれども、事ここに至つては、これは法案になつてしまつて、もうどうしようもなくなくなつておりますが、いわゆる当初の考えからどういふことになったか、この辺について、今後のこともあつて、十分対処すべく議論を

されたと思うが、いわゆる法案をつくるために検討された内容について、この機会に明らかにし、今後の考えもあわせて承つておきたい。

○大山政府委員 阿蘇・久住飯田の場合に、先生のおっしゃられますように、入り会い権の問題が非常にむずかしい問題があることは、われわれも調査事務所の段階において非常に苦慮した問題でございまして。ただ、過去におきまして、入り会い集団を生産法人化するかつこうにおいて、先発工区として国営事業で行なつたところの、たとえば山鹿地区等の場合を見て、それらを参考にしたわけでごさいますけれども、入り会い権の中身につくまはしては、確かに、熊本側の総有的なものから大分側の共有的なものに至るまで、その性格は非常に区々でございまして。したがつて、それぞれ地区におきまして入り会い権の眠らせ方の問題が非常に大きな問題になるわけでごさいます。その意味からいたしまして、一つの方法としては、その入り会い権の借料分を一括生産法人が前払いをするかつこうで眠らせる、そして、入り会い集団の中において、事業参加したい人同士の間で生産法人をつくつていく、こういうふうな山鹿方式、これが一番好ましい方向ではないだろうか、こういうふうな考えです。

それから、事業地区内に他の法人等が所有しておる土地があつて、それがこの公団事業の中においてどうしても影響を持つという場合におきましては、これを市町村等を通じて買戻しをさせるとか、それができない場合においては合理化法人が乗り出すというふうなかつこうで用地問題の解決をしてまいりたい、こういうふうな考える次第でございまして。

○瀬野委員 この点は一番ネックになつていて、特に、阿蘇・久住飯田高尾関係はこれが最大の問題だと思つて、局長も十分事情もわかつておるわけだし、私も十分承知しておりますので、これ以上詰めますが、山鹿方式等によつていろいろ考へておられると思うが、当面こういったこととで打開するよりほかはないと思つております。十分検討して対処していただきたいと思つております。

次に、二十三条の「換地計画」と二十四条の「交換分合計画」のことでごさいます。これもまた新公団で権利移動をすることになっておりますが、はたして新公団でこれがやれる自信があるかどうか、これまた問題だと思つて、おそれることはやれないから市町村や農林委員会にお世話になりますというふうなことで、ますます新公団の仕事が少なくなつてくると思うのだが、この辺もやはり避けて通れぬ問題ですから、一応質問をしておきますので、お答えいただきたい。

○大山政府委員 現在事業として相当かたまつておる地区について、この二十三条なり二十四条を発動するのは根室でございまして。根室の場合にはすでに根室に入つておまして、先ほど申し上げましたような過密化しているところから、ことは悪いですが、間引きして新たなところに入植させるというふうな考え方をとおつておるわけでごさいます。したがつて、その土地を離れて入植される方々の従前の土地におきまして耕地面積が残るというふうなことがございまして。そこで、出ていかれる地区におきましても、それらのところにある未墾地も含めた基盤整備を行なう、その中において換地なり交換という問題が出てまいる、こういうふうなことでございまして、二十三条、二十四条は、とりあえず根室において実行する、また、実行できるとする方向に現在進んでおるといふふうに考へておる次第でございまして。

○瀬野委員 一々尋ねておると時間がかかるので、ちよつと私のほうから申し上げますが、次に、定員外職員についての問題です。すなわち、農地開発機械公団の機構によりますと、私が調査した結果によれば、職員が五百五十四名、定員外職員が百五十五名、その内訳は、本所に五十七人中三人、定員外職員が百二十三人、中四十一人、関東支所が九十七人中十五人、西部支所が六十一人中十六人、九州支所が三十四人中二十四人、八郎潟事務所が六十四人中二十一一人、そして、「農地開発

機械公団の定員の年次別推移」の表によりますと、この職員は、公一職に三百六十九名のほかに六十二名の定員外職員、公二職に百三十五名のほかに七十八名、公三職に四十七名のほかに十名、公四職に三名のほかに五名、合計職員が五百五十四名、定員外職員が百五十五名、計七百九名おるといふことであるが、この定員外の職員がこのようになっていることについては間違いないですか。

○大山政府委員 定員内職員につきましては、現在五百二十五名おります。そして定員外につきましては、百五十五名おるといふことは事実でございまして。

○瀬野委員 五百二十五名ですか。これは五百五十四名になつておるが、間違ひではないですか。

○大山政府委員 定員は五百五十四名、実員は五百二十五名でございまして。

○瀬野委員 その差の二十九人は自然退職ですか。

○大山政府委員 最近の機械公団の定員の変遷を見てまいりますと、毎年自然退職が三十人ないし四十人ございまして。

○瀬野委員 そこで、附則の第六条ですが、「農地開発機械公団の解散等」がうたはれておる。また、十二条には、「公団の成立の日以後三年を限り、第八条に定めるもののほか、公団に、役員として、理事二人を置くことができる」といふふうに、解散と公団成立の日以後の役員並びに理事のことがうたはれております。これに関してお尋ねしますが、この定員外職員の百五十五名については、一番最初に申し上げましたように、これら職員がほとんどかせぎの筆頭になつております。公団の中においても、こういった人たちが最初の日雇い等に入つて、いわゆる建て売り牧場等が三、四年かかるわけですから、その間一生懸命に訓練をし、勉強をして、機械の操作を覚えて、今日、機械公団の中で一番働くかせぎがしらになつてきておるわけですから、これら職員について、就職のあつせんをするとか、あるいは今後機械公団が新公団に変わる場合には十分対処するよ

○渡辺美 政府委員 開発機械公団の職員は雇用関係におけるものは含まれるので、雇用契約、労働協約等における一切の関係もまた包括的に新公団に継承される、こういうふうにお考えになってくつこうであります。

○渡辺(美)政府委員　御承知のとおり、現在開業機械公団があつて、七百名程度の職員がいるわけです。これは国の制度改正によつて新公団をつくるわけでありまして、そこで、いままでの方は、御自分が御希望をなさる場合は別だけれども、そうでない場合には解雇とか、そういうようなことをすることはできません。したがつて、いまま

やつてまいりますし、御希望の方は退職なさつてもけつこうでありますが、先ほど言つたように、事業量もかなりふえる。ふえるからといって、そのような中で余裕があるのに新しく人を募集するようなことはできないと私は思います。したがつて、あなたのおっしゃること等もいろいろ考へて、しかも、いままでおつた者が特別な不利益を受けないようなことと、両方調査をしながらやつてまいりたいと思つております。

○渡辺(美)政府委員　ともかく、現在の陣容からどれくらいできるかというようなことは事務当局で検討しておりますが、さらに、実際に実施できる地域というようなものをもっとはっきりさせた上で、いま言ったような点について、どれくらいいいかというようなことはそれから発表したい、こういうふうに思っております。

○瀬野委員 新公団に合う仕組み、教育はしていかなければならない、さらには再教育するということに政務次官はおっしゃるけれども、職員は、従来からの機械公団の仕事は三年間が「当分の間」としてあるわけですね。それを定員にしてくれということを組合のはうは言っておりますが、実際の仕事の量というのはずっと減ってきて、先ほどかから何回も言いますように、プランニングまたは施設

そこで、簡単に再教育するとおっしゃるけれども、そんなことは實際むずかしいことで、政務次官はおっしゃるけれども、そんなことを言うと、ちょうど太平洋のどまん中でイノシシをとるようなもので、たいへんなむずかしい問題になる。

○渡辺(美)政府委員 先ほどから言っておるように、首切りはいたしません、労働条件その他、特別に不利になるようなことはいたしません、現時点での状態で引き継ぎます、と言っているのですから、その点は依頼してもらう以外に手立てはないので、仕事の量が急に少なくなるわけじゃないので、仕事の量が急に少なくなるとひまになつて、

て、みんなたばこばかり一日じゅう吸っていてその費用は全部農民にぶっかけるのかとすぐに飛躍してものを考えられても困るわけで、現実には仕事も残っておりまして、新しい事業等ふえていく。その間一部、人によっては勉強をしてもらうというようなことも大切でしょう。それはだれかが負担をするということですから、これはむだのないようにしなければならぬ。そういう点は十分

○瀬野委員 新公団のあり方ということば幾つもの問題があるわけだけれども、適正な公団というのはどうあるべきかということと、公団自身が今度には開発をしないわけだから、必要な仕事の量はどうかということをはつきりお尋ねしたいと

ら、そこで、この九十億圓というものは、従来の受注公団と同じように仕事をこなさないと入ってこないという計算になります。赤字が出てよいというのなら別ですが、そこで、新公団のほうは発注で、どちらかというと、机の上でのゆっくりした仕事だというふうにいままでもから見れば言える。農地開発機械公団のほうは、当分の間は馬車

馬のごとく——この馬車馬のごとくという人は主として定員外の人で、平均年齢二十八歳という若い人ですが、この人たちがかせぎがしらになつておりまして、こういう人が働くことになる。片方の新公団のほうは、どちらかというとい机上でのよごれない楽な仕事をやり、片一方はうんとかせがなければならぬというようなことが、当分の間、三年間は続くことになる。俗なことばで言

えは、二足のわらじをはいて三年間やるということになるのです。こういう、同じ職場にいては不平も起るようなことが起きてはたいへん心配です。すなわち、当分の間は農地開発機械公団で救うことになるが、一気に受注をやめるとひっくり返ることになると思つてゐるのだが、こういう事業予算の面から、どういふように政府は検討してきましたか。

○大山政府委員 四十九年度の公団予算を見てまいりますと、かりに今度公団法が通りました場合には、確かに、新公団の仕事としては二十億程度の事業がある。それから旧公団といふことが、機械公団的なものとして百億をこす事業があるということになるわけでございまして、新公団の事業の二十億といふのは、根室でありますとか、中標津でありますとか、あるいは麓山といったようなところの引き継ぎ事業の半年分でございます。そして、現在全計地区に入っておりますものが、あと、来年度、五十年には着工してまいります。それに、さらには精査地区が二十地区ある。こういったところから事業化されてくるということで、いまの四十九年度の場合の二十億という事業は、特に初年度のなものの半分というふうには御理解いただきたいと思ひます。

そこで、新公団事業といひましては、今後逐次ふえてまいらうということに相なるわけでございまして、一方、機械公団の事業といひましては、現在の七百人の人間をそれだけで食わそうとすれば百億以上の事業が必要ということでございますけれども、いま申し上げましたような新事業が拡大するとともに、旧公団事業は当分の間行なつてまいりますが、逐次その事業量は減つてまいらうということに相なるわけでございまして、毎年、予算上定数が定められます。そうして、先ほど申し上げましたような自然退職もあるという中におきまして進めてまいらう、こういうことに相なるわけでございまして。

○瀬野委員 このことはきのうちょっと通告しておいたものだからいふん真剣に考へて答へておいて

くれたが、これ以上言うともたぐあいの悪いこともあると思つたのでこのくらいにしておくけれども、そんなに調子よくいくことはないと思つた。この辺がたいへん心配になるし、現に、この公団の中でも、一生懸命働く人とそうでない人が出ておるし、現にもう批判を受けておる。国民の血税でやっております仕事で、しかも公団はこれだけでなくて、森林開発公団とか、たくさん公団があります。どこの公団でも同じことが言えるのですが、私は、こういう機会に、公団の姿勢を正すために、また、職員が自信を持って堂々と世間にはばかることなく仕事ができるようにするためには、こまかい点については、いずれまた機会を見て農林省にいろいろ要望なり申し入れをするにいたしまして、この点はこの程度にさめておきます。

次に、これはぜひ修正しなければならぬ問題であるが、第二章の「役員及び職員」の問題です。「役員」は、第八条に、「公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。」となつており、「役員」の職務及び権限は、第九条に、「理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。」となつておりますが、ちなみに、森林開発公団なんかでは五人で、理事長が一人、理事が三人、監事一人になっております。森林開発公団がそうだからこうということではないけれども、他の公団をいろいろ調べてみても、この程度の規模であるならば、私は、この第八条はけしからぬと思ふ。修正すべきである。すなわち、理事長一人にして、副理事長一人なんかは要らない。一人でも多く雇用し、さらに本職員にしなければならぬ、また再教育もしなければならぬという問題をかかえており、しかも仕事の量は減り、性格が変わつてきて、農林省の姿勢もふらふらだとかいふことになつておるときに、副理事長なんかを置く必要はない。それから理事四人に対して、当分の間機械公団を入れるために二人の理事を認めて三年間置くつもりでしようけれども、

この理事は二人でいいと思ふ。どうしても引き継ぎに必要なならば、引き継ぎの二人を入れて四人、それで将来とも四人にする、こういうふうなことで、二人の追加は必要ない。監事も一人でもいいと思ふ。予算も少なくなつてくるし、将来ふえてきたときにまた考えればいいわけで、いま言つたように、当初は二十億でだんだんにふえるというけれども、これはまた実際は心配なんです。そういうことから、監事も一人でもいい。今回の提案によると、従来の理事長、理事、監事合わせて六人から二人ふえて、都合新しく認めたのが四人になつておる。それでいい。そこで、このほかに従来の理事もおるわけですから、従来の理事長一人、理事四人、監事一人、この理事四人の中に今回引き継ぐところの機械公団の必要な人は含めればいい。こういうふうにして、新しく認めた者四人は追加すべきではない。この際大いに公団の経費を節約すべきである、修正すべきである、こういうふうにしておるが、この点について政務次官のお考えを聞きたい。

○渡辺(美)政府委員 まあ、理事長も人間ですから病気になることもあるし、また、副理事長というのは理事長を代行するものですから、そういうことで、あらかじめ副理事長を置くということとは必要ではないかと思ふのです。監事も一人という話がありますが、これも一人では、病気になるので、監事ができないということがあつては困るので、二人ぐらいはいいのではないだろうかと思ひます。

理事の問題についてはいろいろ御意見のあるところでありまして、いま言つたように、現在の事業といふものが、だんだん少なくなつていきました。が、まだかなりのものが残つておるわけですね。そういう点も考へて、これは四人、そのほか暫定的に二人といふことを考へておるわけですが、それ以上ふえるというわけではありませんから、最終的には四人ということになるので、せつかく法律をつくるのだから、この程度はまあ妥当なものと考へて提案をしたわけでございまして。

○瀬野委員 理事長が病氣をする場合もあるからとおっしゃるが、それならば、これは森林開発公団もさう副理事長をつくらなければいかぬし、そのほかの公団もおそらく副理事長をつくるということになる。大体、病氣をしたときには理事が代行するようになってゐるのです。これは理事が代行することではないか。こんなことをやるから監居先を広げようという悪口を言われたり、天下り先を広げてしまふというふうになつて、また天下り人事で問題になる。えらい人をふやすのではなく、むしろ、えらい人は最小限の少数精鋭にして、実際に仕事をする人を少しでも吸収してあげようというふうにするべきだと私は思ふ。

いゝゆる性格論から言つても、今回は発注公団である。役員を増員の必要はない。しかも、事業が従来よりも少なくなつてゐる。私は、公団の上の人で仕事もろくにしないのにふやす必要はない、修正すべきだと思ふ。法案を提出する立場で、政務次官もここで修正するとは言われぬだろうか。私は、これは必ず本法採決の際には修正をしてやるといふ決意で臨んでおるので、以上を申し上げて問題提起をしておく。

次に、時間の関係があるのではしよつて申し上げますが、第二十六条の「業務方法書」の中で、二項に「前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。」とありまして、譲り渡しの方式と売り渡し方式とを農林省令として定めるということになつておるけれども、これは方法が具体的にどういふことを考へておられるか、簡潔に答えてください。これは今後また質問する際の資料になりますので……。

○大山政府委員 農業施設にはいろいろの種類のものがあるわけでございまして。したがって、一律に書かせないので、「農林省令で定める。」といふかっこうにいたしたわけでございまして。原則的には県を経由いたしまして受益者のほうに売り渡される、こういうふうになつておるわけでござい

○瀬野委員 第二十七条の「費用負担」のところ

を急いで申し上げますが、二項のところに「前項の都道府県は、」云々とありまして、「事業参加資格者」として、その次の行に、「その者の受ける利益を限度として」とあるが、その両方の限度について、これもこの機会に明らかにしてください。

○大山政府委員 「利益を限度として」というのは、土地改良法その他においてもあるわけでございまして、この場合は都道府県が一括賦課徴収し、県がその中で一定の程度の自己負担をする、これを前提として、受益者からあとで負担金を徴収するというふうなことになるわけでございしますが、それを無制限にしてはいかぬという意味において受益の限度ということを規定しておるわけでございます。

○瀬野委員 二十八条の「特別徴収金」とのところでございますが、「公告をした日以後八年を経過する日まで」云々とありますね。そして、「その者から特別徴収金を徴収することができる」となっていますが、この「八年」の根拠はどういうところから出たのですか。土地改良法も八年、農地開墾者の未墾地売り渡しなんかもやはり八年になっているから、それに右へならえしたというわけですか。この法案は、ともかく何でもかんでも右へならえしておるが、その辺はどうですか。

○大山政府委員 確かに、土地改良法の国営土地改良事業におきます特別徴収金の例にならって八年といたしましたことは事実でございますが、ものの考え方としては、これはなるべく長い期間が好ましいであろうというところは全く御説のとおりでございます。ただ、こういうふうな八年という限度を、これらの規定において、最初は干拓においてそれを行ない、さらに一般の土地改良にまで広げたわけでございますけれども、その考え方は、土地利用の状況を予測し得る程度の期間というふうな趣旨で八年ということになっていくようなわけでございます。

なお、開拓地の場合におきます農地法上の取り扱いにつきましても、いわば開墾を完了すべき期間は通常五年というようなことから、農地法の七

十二条でも、農地とすべき（土地の開墾を完了すべき時期）到来後三年」というふうなことを言っております。そちらのほうからきても八年、こういったようなことから八年という線を出したわけでございます。

○瀬野委員 そこで、それでは将来該当があった場合に徴収したものを公団が持つのか、あるいは国庫へ納めるのか、その点はどうか。時間がなから簡単に願います。

○大山政府委員 これの事業につきましては、国庫部分、県の負担部分、地元負担部分というふうなアロケーションされるわけでございますので、その持ち分にに応じて分ける、こういうふうなことでございます。

○瀬野委員 分けるというのは、結局どういふことですか。

○大山政府委員 分けますというものは、その国費部分は国のほうに納入する、それから県の負担部分に見合う分は県に入る、それから地元負担部分については地元のほうに返る、こういうことでございます。

○瀬野委員 第三十五条の「借入金及び農用地開発債券」とのところでございますが、この「農用地開発債券」というのは能力規定であろうと私は思うのだが、資金運用部資金を借り入れて使えるために借り入れの資格を設けたということだけで、実際は発行しないということなのか、その点も明らかにしてください。

○大山政府委員 財投資金借り入れとの関係においてこの規定を入れただけにすぎません。

○瀬野委員 第七章の「罰則」の第四十七条に、「三万円以下の罰金に処する」とありますが、これは私は奇異に思ったのだが、いまの農地開発機械公団は「五万円以下の罰金」となっているのに、三万円以下とは、どうして後退したのか。諸物価高騰、インフレ高進のさなかに——これとは結びつかぬにしても、何でもかんでもほかのほうへ右へならえしてしまつて、看板塗りかえと言われてもしかたがないのだけれども、何でもまたこういう

ふうにしたのか。五万円でもよかった、むしろもっと上げたつてよかつたじゃないかと思うのだが、時間がないからこれも簡潔に答えてください。

○大山政府委員 この刑罰の規定というものは、法務省において一括いたしておりまして、他との均衡の上においてきめられておるわけでございまして、土地改良法等において三年ということになつておるわけでございます。それに準拠して法務省のほうで三万円が適当であるというふうなことから三万円にいたしましたわけでございます。

○瀬野委員 簡単に答えておるけれども、これはほんとうにごちゃごちゃじゃないか。政務次官、この点はどうか。

○渡辺美政府委員 刑罰の問題は、農林省だけでどういふことはなかなか言えないので、法務省の意見を尊重してきめるといふふうな慣例になつております。したがって、何で値下げになつたのだという御疑問は当然出ると思いますが、私も実はよくわからない。法務省が全体のバランスを見てこの程度が適当であろうというものでございまして、率直に言つてそれを採用したということでありま。

○瀬野委員 これは時間がないから、詰まつてきたものだからわからないと言つて逃げておるけれども、よく検討してもらいたい。政務次官はきのう全国養蚕危機突破大会で、私は大臣と同じ資格だと言つてえらい大宣言がありまして、大確信に立たれておられたけれども、そういうことじゃ困ります。はつきりしてもらいたい。

それから、この法案の四十二ページ、これは根室の問題だと思ひますけれども、根室でやつていたのを公団が返納せよということだと私は思うのです。これは先日質問の中にもあつたことで、根室の事業費は十億円で、今回返すのは幾らかといふことをはつきり聞きたいわけですが、私は十七億三千万円くらいと思つておるのだけれども、その点をはつきりしてもらいたいということ、これは新公団がいますぐ返すということが問題になるのじゃないか。新公団は金も少ない、返すと事業

ができな、よつていつ払うか、こういうふうな問題が起きてくる。もちろんこれは国の補助をもらつておるわけですから、財投で返すということにならうと思ひますので、根室のこの金については、結局行つたり来たりすることと同じことだといふことになりまして、あるとき払いの催促なしで、償還計画なんかもあるのかどうかといったこともちよつと心配するので、北海道のことであるけれども、簡潔にお答えください。

○大山政府委員 国営事業は御存じのように国費でやりまして、当該年度に、その中で負担すべき県の部分は国庫に納める、それを雑収入として受け入れる、こういうのが国営事業のやり方でございます。そこで、この公団事業として引き継ぎます場合に、国営事業で行ないました部分について、県の負担プロパー部分というものは国営事業に反する部分でございまして、その分は国費に納めてもらいますというだけの規定でございまして。

○瀬野委員 あとははしょつて二、三、三、三聞いて終わりにしますから、簡潔にお答えください。

この農地開発機械公団は、昭和四十七年度末の機械の保有台数が、受託用機械が七百三十五台で、うち農機具類が四百五十一台、貸し付け用機械が四十七台で、うち作業船が十八隻、合計七百八十二台となつていますが、現在これがどのぐらいあるか。また、この機械の処分はどうするか。これは三年以内にいろいろやらなければならぬが、高く売れるように、スクラップで投げ捨てることのないように、国民の血税で買ったものであるから十分に手入れ保管をしてもらいたいと私は思つておるんだが、その点、簡潔に状況をお聞かせいただきた。

○大山政府委員 機械公団につきましては、現に保有しております機械というものは、大体九割程度は償却済みでございます。機械公団は新規の機械の購入というものは原則としてやつておりませんで、現在あります機械はほとんど償却済みでございます。したがって、今後は、使えるものは使つて、使えなくなりましたときにはこれを償却

ことから、今回これによる損害につきまして、本制度において、特約により、積極的にてん補してまいらうとするものであります。この赤潮特約につきましては、その共済掛金に対する国及び地方公共団体の助成措置について定めることとしております。

第三に、特定養殖共済の試験実施であります。まず、特定養殖共済の対象とする特定の養殖業は政令で定めることとしておりますが、政令ではノリ養殖業とすることを予定しております。

事業の実施につきましては、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会が農林大臣の認可を受けて特定養殖共済にかかる漁業共済事業及び漁業再共済事業を行ない、さらに政府がこれに対する漁業共済保険事業を行なうこととしております。

次に、事業の内容であります。特定養殖共済は、特定の養殖業につき、生産金額の減少に關して必要な給付を行なう事業とすることとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上をもちまして、漁業災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

次に、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、は、すでに提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

まず、第一に、漁業近代化資金制度の改善措置について御説明申し上げます。

その一は、漁業近代化資金の資金種類の拡大であります。これは、水産物の安定的供給源として近年重要性を増しつつある養殖業の経営の近代化を推進するため、成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入または育成に必要な資金を漁業近代化資金の対象とすることとしたした

のであります。

その二は、貸し付け対象者について、近年の中小漁業における経営規模の拡大、資本整備の高度化の傾向等にかんがみ、その範囲を拡大することであり、すなわち、貸し付け対象者の資格は、漁業を営む法人につきましては、現行では、常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が、原則として千トン以下であるものとなっておりますが、使用する漁船の合計総トン数につきまして、これを三千トン以下に引き上げることとしております。

また、水産加工業を営む法人につきましては、現行では、その常時使用する従業者の数が四十人以下であるものとなっておりますが、これを百人以下に引き上げることとしております。

その三は、貸し付けの最高限度額の引き上げであります。貸し付け限度額は、制度の創設以来据え置かれておりますが、現行の貸し付け限度では最近の資金需要に十分対応できない場合が見られますので、現行の貸し付け限度額を三倍に引き上げることとしております。

その四は、漁業近代化資金の融資の円滑化をはかるための漁業信用基金協会への出資に関する助成措置であります。漁業近代化資金の円滑な融資をはかるため、都道府県が漁業信用基金協会に対して漁業近代化資金の保証にかかる債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として出資することにできることとしております。

第二に、中小漁業融資保証制度の改善措置について御説明申し上げます。

その第一は、漁業信用基金協会の行なう債務保証制度の改善であります。

その一は、基金協会の業務範囲の拡大であります。すなわち、中小漁業者等の生活に必要な資金を基金協会の保証対象資金に加えるとともに、手形の割引引きにかかる債務についても基金協会の保証の対象とすることとしております。

その二は、基金協会の会員資格の拡大であります。

す。すなわち、漁業及び水産加工業を営む法人のうち、今回新たに漁業近代化資金の貸し付け対象者とされるものに対しては基金協会の会員資格を与えることとしております。さらに、今回生活資金を基金協会の保証の対象とすることにかんがみ、漁業従事者に対しても基金協会の会員資格を与えることとしております。

その三は、基金協会の財務及び会計についての改善であります。すなわち、基金協会に、その負担する保証債務の弁済に充てるため、出資金、繰り入れ金等を財源とする基金を設け、その管理方法を規制する等、基金協会の財務及び会計に関する所要の措置を講ずることとしております。

その第二は、政府の行なう保証保険制度の改善であります。

その一は、保証保険の対象資金の拡大であります。すなわち、今回新たに基金協会の保証対象となる生活資金のうち漁業経営等の改善に資するものを保証保険の対象資金に加えることとしております。また、手形の割引引きにかかる基金協会の保証についても、保証保険の対象とすることとしております。

その二は、保証保険にかかる保険価額の範囲の拡大であります。すなわち、現在保証保険にかかる保険価額は借り入れ金元本に限られておりますが、これを改め、借り入れ期間が政令で定める期間以上である借り入れ金については、借り入れ金元本のほか遅延利息以外の利息を含めた額とすることとしております。

その三は、保証保険にかかわるてん補率に関する改善であります。公害防止に必要な資金及び主務大臣が指定する災害にかかわる事業の再建に必要な資金のうち、主務大臣の指定するものにつきましては、当該資金の融通の円滑化をはかるため、保証保険にかかわるてん補率を一割引き上げることとしております。

その四は、政府と漁業信用基金協会との間の保証契約の方式の改正であります。基金協会の保証の対象となる借り入れ金等の額が政令で定める額

未満の保証債務については、基金協会の選択により保険関係が成立する選択保険方式とし、それ以外の保証債務については、基金協会の保証により自動的に保険関係が成立する包括保険方式とすることとしております。

その第三は、中央漁業信用基金の設立等であります。まず、中央基金の設立については、水産業及び金融について学識経験を有する者十五人以上が発起人となり、主務大臣の認可を受けて、中央基金を設立することができるとしてあります。

この中央基金に対しては、政府及び漁業信用基金協会、農林中央金庫その他の政府以外の者が、それぞれ出資を行なうことを予定しておりますが、このうち政府出資につきましては、昭和四十九年度予算に七億九千七百万円を計上しております。

その他、中央基金の運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設置する等、中央基金の組織、管理等につきまして所要の措置を講ずることとしております。

次に、中央基金の業務であります。その一は、融資保証の業務であります。これは、農林中央金庫が二県以上にまたがる漁業協同組合連合会等に対して行なう大口の漁業近代化資金等の貸し付けについて保険を行なうものであります。

その二は、漁業信用基金協会に対する資金の貸し付けの業務であります。これは、基金協会の保証能力を拡充するとともに、代位弁済を円滑に実施するため、所要資金を基金協会に貸し付けるものであります。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。最後に、沿岸漁場整備開発法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。この法律案は、提案理由の説明にもありましたとおり、沿岸漁場整備開発事業を総合的かつ計画的に推進するための措置を講ずるとともに、水産動物の育成をはかり、沿岸漁場としての生産力を増進するための事業を推進することにより、沿岸

漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発をはかり、もって沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的としているものである。

以下、その内容を御説明申し上げます。

第一に、沿岸漁場整備開発計画制度について御説明申し上げます。

農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業等振興審議会及び関係都道府県知事の意見を聞いて沿岸漁場整備開発計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬことといたしております。

この沿岸漁場整備開発事業とは、すぐれた沿岸漁場として形成されるべき相当規模の水面において水産動植物の増殖または養殖を推進するために、行なう漁礁の設置、消波施設の設置、しゅんせつ等のいわゆる生産基盤の整備開発の事業と、沿岸漁場としての効用の低下している水面においてその効用を回復するために行なう堆積物の除去等の、いわゆる沿岸漁場の保全の事業であります。

なお、国は、この計画の達成をはかるため、その実施につき必要な措置を講じなければならぬものとしたしております。

第二に、特定水産動物育成事業について御説明申し上げます。

その一は、都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海産漁業調整委員会の意見を聞いて、増殖を推進することが適当な特定の水産動物の育成に關し基本方針を定めることができることといたしております。

その二は、漁業協同組合または漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、特定の水産動物を育成する事業を実施できるといたしております。この認可を受けようとするときは、漁業協同組合等は、当該事業を効率的に実施するために必要とされる水面、すなわち育成水面の区域及び当該水面の区域内において組合員が特定水産動物の採捕につき順守すべき事項等を定めた育

成水面利用規則を定めて都道府県知事に提出しなければならぬことといたしております。

このような手続により都道府県知事の認可を受けた漁業協同組合等は、特定水産動物育成事業を適切に実施するとともに、その組合員に対し必要な指導を行なわなければならないこととしているほか、都道府県知事は当該事業の実施が適切さを欠くに至ったと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができることといたしております。

なお、国及び都道府県は、この特定水産動物育成事業の実施に關し必要な助言、指導その他の援助を行なうようつとめなければならないことといたしております。

このほか、国及び都道府県は、これらの事業と水産動植物の種苗の生産施設の整備運営とをあわせて推進することにより、栽培漁業の振興につとめなければならないことといたしております。

なお、水産業協同組合法及び海洋水産資源開発促進法につき所要の改正を行なうことといたしております。

以上をもちまして、本法律案についての補足説明を終わります。

○仮谷委員長 これにて、各案の補足説明は終わりました。

○仮谷委員長 引き続き、農用地開発公団法案について質疑を続行いたします。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 先ごろから、この法案についてはいろいろと各委員からの質問がございました。私は、できるだけそういうものとダブらないように、問題点を中心として質問をいたしますが、きょうは大臣が見えておりませんから、若干の時間を残してお大臣に詰めなければならぬ問題がありますから、あらかじめその点をお断りしておきます。

まず、最初に、農用地開発公団法案を提出した根本的な理由というものの、ポイントということに

ついて、先ほど公明党の瀬野委員から質問があった。その大筋はわかりましたが、なお、この法案を提出するに至った主體的、客観的な問題について、あらためて政務次官からの答えをいただきたい。

○渡辺(美)政府委員 最近におけるところの農産物等の需給の動向にかんがみまして、四十九年度予算においては、国内でできるものは極力国内でつくるという方針が出されておるわけでありまして、このために、国内で生産の可能な農畜産物について、その供給体制を整備しようというのが一つの大きな目的であります。このような課題に対処するために、未利用とか低利用の土地が広範にわたって所在をしておる地域において、畜産を基軸として、近代的な農業経営群による農畜産物の大規模でかつ濃密な生産団地を拠点的につくっていく、そしてそれを育成することをしよう、これが農業開発に大きくつながっていく、このように考えておるわけでありまして。そのために、それがその手にいなるかということにつきましましては、ただ単に農用地の造成というふうなものばかりでなくて、それに関連する土地改良の施設、畜舎、その他の農業用施設の整備というふうなものもすべてひっくるめて、総合的にかつ計画的に新しいやり方でこれを実施していこう、それには、現在の農地開発機械公団というふうなものではなくて、新しい発想に基づく新公団が必要であるという結論に達して法案を提案したわけでありまして。

○竹内(猛)委員 いま政務次官から説明があったように、われわれの考えとしても、現在日本の食料が不足をしておいて、その自給度を高めようという段階において、しかもそれは市町村ではやりにくいし、県だけでもできないというときに、そういうものを国が責任を持ってやるというのであれば、構想としてはたいへんりっぱなことであると思うけれども、問題は、これが構想で終わってはならないということで、中身がちゃんと整って、将来これが大いに希望の持てる、発展性のあるものでなければならないと思うが、そうい

う発展性の問題についてはどうだろうか。

○渡辺(美)政府委員 これは、どんなものでも構想だけではだめであって、将来の食料の生産、特に、畜産を核としたえさの生産、畜産物の生産は非常に重要であるし、やり方さえじょうずにやれば、これは非常に将来性があるとわれわれは思っております。

○竹内(猛)委員 そこで、農林省の農政審議会です。長期展望の担当者から私はいろいろ言っておるわけですが、日本の食料の需給の中でこれだけ重要な問題が提起をされるときに、昨年来問題を提起している食料自給計画の目標に対する訂正並びにその成案は一体どういうぐあいになっておるのか。三月初めごろにはまとまるという話もあったが、まとまらないとするならば、これはいつまとめるのか、どういうような取り組み、スケジュールがあるのか、まず、これを聞きたい。

○松本(作)政府委員 農政審議会における生産目標の検討の内容でございますが、昨年の夏以来、農政審議会におきまして、前々年度の秋に農林省がつくりました「農業生産目標の試案」について、その内容の検討をしていただいております。その内容の検討にあたりましては、国際的な食料需給の事情なり、国内の食料生産の条件なりというふうなものを検討してまいりましたわけでありまして、大きな方向といたしましては、先ほど先生から御指摘がございましたように、今後国内の自給度を高めたいかなければならないというふうな意味からいたしまして、まだもう少し生産目標よりも努力する余地があるのではないかとというふうに考えられます。要でありますとか、ないしは畜産物、ないしは飼料作物というふうなものにつきまして、もう少し生産量を拡大し、自給度を高めるような方向で検討をいたしております。

特に、現在御議論願っております農用地の開発に關係いたしまして、国内における飼料生産基盤の拡充をはかっていくというふうな意味からいたしまして、従来中小家畜に飼料をしておりました畜産物につきまして、もう少し大家畜のほうに傾

斜をし、それによって国内の草地開発等の事業と結びつけていくことができるのではないかと、いろいろなことも検討いたしておるわけでございす。ただ、その後、石油問題等々、国内経済条件の変化がございまして、また、国際的な農産物価格の急騰等、国際的な条件の急変等もございまして、まだ将来の見通しを立てるだけに条件が固まっておらないというようなことからいたしまして、農政審議会におきましては、もう少し時間をかけて検討したかどうかということになっておる次第でございます。二月の末に農政審議会を開きました際にもそのような御意見が強くございまして、今後鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 私がいづも農政審議会のその問題を問題にするのはどういう理由かといふと、ものごとをやる場合には目標というところだけではないわけですね。目標はいつでも取りかえることができる。資本主義の社会であるから、計画を立てて、それをきちんとはめてやれとは言えないだろうと思うが、しかしながら、目標であるならば、はっきりとした目標を立てると同時に、年次計画というものをきちんときめて、それに向かって指導をしていかなければ政策もきめ手がない。指導の方法がない。好き勝手にやれというのであれば、これはどうにもならない話だ。特に、新しい事業を計画する場合においては、その事業をする者が食料自給体制の中でのどういう位置を占めるのか、どういう役割をするのかということがはっきりしない限り、理事者と職員も自信をもってこれに参加することができないと思うから特に農政審議会に要請をするし、また、その担当部局に要請をしますが、これはできるだけスピードを上げてやってほしい。特に、末端の農民の皆さんが非常に動揺しているときだけに、いつも計画をし、検討をするということだけでは困る。動物は毎日えさをたべているし、植物は毎日成長しているわけですから、検討しているうちに秋になって、また次の年が来るということでは困るんで、そういうこ

とについては大いにスピードを速めてもらいたいということをお願いしておきます。

そこで、特に、その際、食料自給の問題についていまだ話があつたけれども、若干前のものを変え、さらに自給度を拡大するという方向があつたわけですが、今度の農用地開発公団によってどの程度の農用地が利用され、その規模がどれだけ拡大され、どういうような区画によって販売をされるかという問題は、いまここですぐ回答ができません。これは研究しておいてもらいたい。そして、次の質問のときには大筋だけは明らかにしてもらいたい。

それから、その次の問題は、農家の場合に、これはきのうの畜産の小委員会のときにも申し上げたわけですが、特にこれは畜産を主体にしておりまして、畜産局のほうに要求しますが、乳牛一頭、成牛がどれくらいのか、鶏はどのくらいのか、販売の段階までどのくらいのか、鶏はどのくらいのか、その頭数は一体どのくらい要求されているのか、そのための自給飼料と購入飼料の割合はどうなっているのか。生きる人間のほうのカロリーは計算をしているけれども、大家畜、小家畜のことは、案外そういう計算まで到達していないように思う。だから、そういう計算をして、このカロリー計算も含めて、頭数に沿うところの飼料の需要量と、その購入と自給の割合というものを明らかにしてもらいたい。

その次の問題は、農家の生産単位の問題です。これは農家が手当たり次第にやるのではなくて、かつて十年前に農業構造改善事業をやったときに、これからは米から畜産物に変わっていくのだ、これだけの補助金を出してこういふふうにするから政策の転換をしろというふうなことで、各地で指導したことがあります。あのときには、農林省は、確かに頭数を示して、これに必要な経費、補助金、資材というものはほとんどまとめた指導をしてやったはずだから、いまそういうことができないはずはない。だから、酪農であれば、養豚であれば、養鶏であれば、

どれだけのものは大体専業としてやっていくのだ、その場合には資金は幾ら要するのだという指導がほしい。しかしながら、そういう農家はかりではないから、したがって混合経営もあるでしょう。そういうことがあるけれども、大体目標にすべき経営単位というものはどういふものであるかということぐらいは示さなければ、それはおまへらかつて考えるにやいけません。農林省はそういう類型を示して、どの類型を選ぶかということとは農民の自主的な判断にまかせればいい。こういうものをつくってほしい。

それから、その次の問題は、これもきのう小委員会でも要求しましたが、いままでどうしても調査ができないという問題があります。それはインテグレーションの問題です。商社が金を出して、鶏や豚を飼わせて、それを直接に取り上げて、それぞれの商店やデパートに持っていくって売っています。それがかなりの量がある。この量というものが調査ができないとするならば、日本の食料供給の中において、価格の中において、いろいろな変動をもたらしことになるだろう。特にこれは農地を使っているわけですから、空気の中につくっているのじゃないのだから、農地を使っている以上、農林省がそれを調査をする必要がある。これは市町村にでも県にでも指示をして、その状況がどうなっているかということをして早急に調べてもらいたい。これは早急にです。

それから、その次はゴルフ場ですが、この前の委員会でも私はゴルフ場の問題について触れましたが、現在開設中のゴルフ場の面積について、各県別のもの、それから申請中のものを御報告願いたい。これはこの前の段階では大体の面積がわかったけれども、その後どういふふうになったかということをして調べて報告してもらいたいと思うのです。いまは資料の要求ですから、ここで答弁は要りませんが、その点についての約束をしてください。

○渡辺(美)政府委員 広範にわたるいろいろな御要望でございますが、それはいずれも基本になることでありますから、できるだけ早いうちに資料のまとまるものはまとめて発表したいと思っております。

御承知のとおり、今度の土地改良の十年計画で、草地約四十万、農地約三十万ヘクタールをつくり、その中で、この公団は約九万三千ヘクタール程度のものを請け負っているというところを考へておるわけであります。

その他の御要望の資料要求につきましては、なかなかすぐまとまらないものもございしますが、基本となるものはいずれ農政審議会等の資料としても必要なことであるから、なるべく早く取りまとめるようにしたいと思っております。

○竹内(猛)委員 かなりむずかしい資料の要求でありますから、そうすぐは出ないと思いますが、けれども、そういうものがなければほんとうに農家を説得することは実際できない。だから、それを要求します。

続いて、農用地開発公団の将来性という問題について私は質問をしたいと思いますが、まず、先ほどから言っているように、日本の食料の自給体制をよりよく確立していかなければならないことは、われわれもそういうことを主張しているし、農林省も認めているし、各政党も意見の違わないところだと思つて。ただ、問題は、それをどのように保証していくかという問題だろうと思う。そういうときに、農林省のほうでは、先ほど松本さんからもお話しがあったように、できるだけ早く目標というものを確定して、そしてあまり変更のないようにしてもらいたいということを要求します。

次の問題は、その自給体制の中で公団の果たす位置、役割りというものはどの程度のものであるか。たいへんむずかしい話ですが、どうでしょう。○澤邊政府委員 公団は畜産を機軸とした開発をやるわけでありまして、畜産につきまして、先ほど官房審議官から御説明しました五十七年度の目標に対して、公団事業によって開発される面積

なり、あるいはそれによって生産されるであろう畜産物がどの程度の割合になるかということにつきましても大ざっぱな試算をしておりますので、御説明をしたいと思います。

実は、五十七年度までに公団事業でどの程度やるかというところは、今後調査をまたないと正確には定まらない点がございますので、一応われわれが現段階で目標としております九万三千ヘクタールの草地を含む農用地の造成、それから、林間放牧地約十萬六千ヘクタールというものを五十七年度を目ざして開発あるいは利用するというようにいたしました場合、これによって生産される畜産物——いま言いました面積というのは、「生産目標の試算」における五十七年度の目標草地面積の約一五%に当たるわけでございまして、それによりまして供給されます粗飼料は、耕地飼料作は全国的に今後ともふやすことによりまして、それを含めました五十七年度の目標の供給粗飼料の約五%ぐらいがこの公団対象地域において開発されるのではないかとこのように思っております。

なお、畜産物の生産量は、しからばその粗飼料を使つてどの程度この対象地域において生産されるであろうかという大ざっぱな試算をいたしてみますと、五十七年度の畜産物の生産目標に對しまして、公団事業によって生産をされるであろうもののシエラは、生乳につきましては約四%、牛肉につきましては約六%、鶏肉は約二%という程度が生産されるのではないかとこのように位置づけを想定いたしております。

○竹内(猛)委員 大体問題が出ましたけれども、そこで、今後の運営の問題ですが、運営に關して、理事あるいは役員というものはときどきかえることができるけれども、職員は簡単にかえるわけにはいかない。そこで、その理事の問題ですが、先ほど瀬野委員から質問があつて、六人から十人、これはけしからぬと言われた。一方の職員のほうは、定員の者もあるし定員外の者もある。その定員というものは、一体何を基礎にして定員というものができているのか、これは事業の規模なのか、

だれかが拘束をするのか、定員をつくっている基礎は何か、これはどうですか。

○大山政府委員 定員というのは、毎年度の予算定員でございまして。そこで、機械公団の場合ですと、受託業務が中心でございまして、自分で一定の事業をやるということのからみにおいて人間が要する。それから新公団部分は、これは一般の公団がそうでございまして、発注公団として一定の事業量をこなすにはどれだけ要するということから定員というものが、予算定員というふうに出てまいりわけでございます。

○竹内(猛)委員 役員はのほりの予算定員というものはあるのか、ないのか、伺います。

○大山政府委員 役員は法律事項でございまして。したがって、法律事項として公団の役員は定数はいかにあるべきかという問題につきましては、他の公団との均衡、それから公団の事業内容、そういうことから判断して現在御提案申し上げておる次第でございまして。

○竹内(猛)委員 そこで、なるほどいままでの公団は受注公団であつて、自分で仕事をせよとせいでやるというわけですが、ところが、今度は発注公団になる。したがって、その定員というものが一つのワケに入つてしまふわけにはいかないでしょう。どんな仕事が入れば拡大しなければならぬ。日本の食料自給に重要なものであれば、これはふやさなければならぬと思うが、このほうはどうですか。仕事が大きくなるのだから、定数をふやさなければならぬでしょう。

○渡辺(義)政府委員 職員のほうは予算定員だといふ話をしたのですが、役員はそれでは法律で定まっておりますが、これは何名以内ということになっておるのですから、それは四人きちんとさせて一人でも欠けてはならぬという意味じゃないので、予算がつかなければ少ない場合だってあり得る。やはり、予算定員だと言つても差しつかえないと私は思います。

事業の量については、事業がふえて現在の人で

はできないというような状況であれば、ふやすことも当然あり得るでしょう。それは、実際の事業の量というものが調査の結果きちんとはじき出されないとそういうことはつきり申し上げられませんが、一般論を申し上げただけであります。

○竹内(猛)委員 この点はまたあとでさらに議論をするところですが、役員は法律で定めて、ちゃんと六人から十人に保証される。いすも保証される。職員のほうは、同じ仕事なのにちつとも変化をしない。こういうおもしろい話というものはないね。だれが考えたつてそうでしょう。しかし、それは次に議論をするから、その話は次の段階にやることにして、そういう意見を述べておきます。あまり政務次官をわずらわしてはまずいからその次のほうにいきます。

そこで、もう一つ問題がある。機械公団が今度農用地開闢公団になったのだから、今後これからまだ幾つか公団を合併したりすることになると思うのですけれども、八郎潟などはどういうふうにかつておるのか。その辺についてもし考えがあるならば、八郎潟事業をどうするかということ、この公団との関係について伺いたい。

○大山政府委員 現在の八郎潟事業につきましても、事業計画によりまして、五十年程度をもつておむねその主要工事は完了するというところで、それに沿つて現在工事を急いでいるという段階でございまして。五十年程度を予定しておりますと、あと、残務整理といふことが、手直し工事といふこともございまして、大体五十一年度中には事業は完了するものというふうな考へております。完了後におきます八郎潟事業の取り扱いについては、その段階において検討する、こういうことでございまして。

○竹内(猛)委員 それは、八郎潟で働いている皆さんもやはりこの公団に入ってくるということですか。その辺はどうですか。

○大山政府委員 八郎潟の人間を新公団に吸収するという考へ方は、この法律の中には出ておりません。

○竹内(猛)委員 次に、移行過程の問題ですが、要するに、旧公団から新公団に移行する過程における諸般の問題について質問をします。

まず、第一に理事の問題ですが、その問題については先ほど申し上げましたが、旧公団から新公団に移管する過程においてどういうことが問題になると思われるか、いままでやつてきた中で問題点を项目的にあげてもらいたい。いままでどういうことが問題になってきたのか。

○大山政府委員 いろいろな問題があると思ひます。先生の言われました趣旨がどの提起する問題を言つておられるのかさだかでないけれども、一つは、機械公団というものの過去の蓄積しておりました技術なり経験を活用するというものを一方に踏まえながら、機械公団というものの現実における今日の意義ということを考えながら、新たな公団をつくる際に、機械公団との関係をどうするかということが問題の第一点であつたわけでございます。その点につきましては、これは新しい公団を新設する、しかしながら、現実の問題として先ほど申し上げましたような問題もございまして、その際に機械公団は解散して、機械公団の持つておりました一切の債権、債務は承継するという法形式においてこれを解決するというにいたしましたことでございます。

それから、問題点は、それぞれの立場によつていろいろ問題点はあるわけでございますが、公団の内部におきます問題点としては、要するに、新公団に移管する際の職員の処遇に関する問題というやうなことが問題点として公団内部において出ておるというやうなこともまた問題点の一つでございまして。

○竹内(猛)委員 その問題ですね。そのあとのほうの問題だ。職員の処遇の問題というのは、これは非常に大事です。いままでの理事、役員が労働組合といふいろいろな話をしてきた中で、未処理の問題が幾つかある。約束が果たされてない。

さて、そこで、先ほどの答弁を聞いてみると、どうも、三年間というものが残務処理期間のように

思われるが、三年間の間もさることながら、この法案が通った直後においていろいろ行なわれるときに、一体だれが責任を持ってそういう未処理の問題を始末するのか。これは予算的なことから言えば、大蔵省に何か一本やられてしまつて、大蔵省の顔色を見ながらものごとをやっているような感じがするが、そうなのか、それとも、農林省の所管だから農林大臣がものをきめるのか、それとも公団の理事長がこれをやるのか。この三つのうち、一体だれが交渉の焦点に立つて責任を持ってやるのか、これについて伺いたい。

○渡辺(美)政府委員 それは第一次的には理事長が責任を持つことであるし、それから、農林大臣とも相談をしなければならぬところは当然相談をしてやることでありますし、また、農林省としても、予算措置その他の関係のある問題があれば、農林省だけでかかるといふわけにもいきませんから、当然、政府内部である大蔵省とも相談をするということになると思います。

○竹内(猛)委員 そうすると、特に給与問題等、いままで理事長が労働組合との間で給与のバランスを直すために、一定の時期において、たとえば水資源公団の水準まで上げるといふ約束をしてきて、それが果たされていなくて今度には新公団に持っていくつて、違う理事長が出たときには——違う理事長にしなければいけないとぼくは思うのだが、違う理事長が出たときに、そんなことは知らないということになってしまったらどうしようもないと思うのだが、その辺はどうなんですか。

○渡辺(美)政府委員 どういうふうな約束をして、どうなっているのか、それがどういふふうな法的拘束力があるのか、私はよく存じませんが、法律上はつきりしておる債権、債務があれば、それは継承する、こういうことであります。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
○竹内(猛)委員 申し合わせとか覚書とかいふものは、法律上の厳密な規定から言うところと契約じゃないから、それはむずかしいかもしれないけ

れども、道義的な責任というものはあると思う。約束をして、それが実行できなくて、しかも、四年も五年も、そのことについて努力をしたかしないかわからないが、したとすればどういふ努力をしたか。これは参考人があつた来たらよく聞きますが、ろくに努力もしないで四、五年も置いておいて、格差はますます増して、あとは、新公団に移つたら、そのことは知りません、法律上責任が持てない、というふうなことで労働関係の信頼なんかあり得ないし、それがなくては新しい公団は発展しないよ。だから、局長が言うように、新しい公団をつくつて大いに発展させ、大いに伸ばしていくためには、われわれが主張するように、職員が喜んでそこへ参加して、なるほどこの公団の理事長はりつぱだと言ふようにならなくちゃまずい、これはどうですか。

○渡辺(美)政府委員 私は事実関係をよく知りませんから、ここで一つ一つの事実についてどういふこととは申し上げるわけにいきませんが、しかしながら、そういうような約束があるというところであるならば、そういう道義的なものは尊重されることが好ましいことだろうと思います。事実関係はわかりません。

○竹内(猛)委員 これはぜひ調査をして、公団の理事長を呼ぶなり、労働組合の責任者を呼ぶなりして——まあ、あつた出てくると思ひますけれども、事実関係を調べて、その経過において明確なものがあるならば、その線に沿つて、それも引き継ぐなり、それまでに始末をするなり、いずれにしても、そういう道義的な始末はしてもらいたいというのを特に申し上げます。

さて、その次は、今日までの役員が六名いたわけですが、その役員の名の経歴と給与を私は調べましたら、小倉謙さん、これは理事長ですが、警視總監、それから海外技術協力事業団監事、在職年限六年六ヵ月、給与五十六万円です。この五十六万円というのは国会議員の給与よりもちょっと高いのだけれども、そういう給与の基準は何になつてゐるのか、この公団がそれほどの権威の

あるものか、前の警視總監のときの給与が高かったから、それより低くして申しわけないからやるというのか、労働組合との約束はよく守らないけれども、だれかの言うことはよく聞くからやるというところで上げたのかどうかわかりませんが、この給与はたいへん気の遠くなるような給与ですね。

その次に、理事東辻正夫さんは四年八ヵ月で四十三万円、前歴は大坂管林局長、それから日本豆類基金協会の専務理事などをされております。その次の理事が小樽康雄さんで、二年十ヵ月、北陸農政局長、これも四十三万円。その次が安藤繁夫さんで、一年十一ヵ月、東京管林局長、日本学校給食会理事。それから毛利基宏さんが一年五ヵ月、北陸農政局長。監事の後藤傳一郎さんが一年九ヵ月、三十三万円、通産省化学工業局参事官。こういうえらい人がおられて、しかも約束が果たせられないし、もしこういう人たちがそのまま居るわるとするならばたいへん問題だと思ふので、こういうような給与というものは、一体、政府関係の公団のどういふような規模の何を基準にきめてきたのか、このことについて私は御答弁をいただきたいのです。

○渡辺(美)政府委員 これは、特別な科学的な理論的な根拠というものはあつてないようなもので、大体ほかの公団等との横並びといふようなことできめられてゐるというのが正直なところ実情だろうと思ひます。(答弁にならぬよ)と呼ぶ者あり)まあ、なつてもならぬでも、大体それが真相だろうと私は思ひます。

そこで、現実の問題として、民間会社だったならば、働かなくてはならないというふうなことがあつて、あるいは賃金も少なくなるといふようなことがありますが、官業のまずいところは、これら事業等をするような場合において非常に固定的であつて、そういうところが、事業をするといふところを官業でやると、やはりあなたのおっしゃつたやうなことになる。この人はもっと働かなくてはならない足らなかつたかも知れないとか、ある

いは多かつたかも知れないというふうな、そのところが民間と違つてストレートに反映されたいところには問題があります。したがつて、給与は、だれが見ても、少なくともその人の能力に適當なものであるといふような人をその給与に合せて入れることが一番よろしいと思ひます。

○竹内(猛)委員 政務次官の答弁は、まあそういうことかと思はれるけれども、どうもあまりすつきりしないですね。

そこで、もう一つ聞きますが、それじゃ現職の——これはだれとは言わないが、農林省にはたとえ畜産局長とか、その他のいろいろ局長もいるけれども、局長の給与は何で、それからこの公団の職員の平均給与、平均年齢は何ぼか、そこはどうですか。

○大山政府委員 職員の給与は、三十六歳で十二万円見当でございます。本省の局長クラスの俸給は二十六、七万円であると思ひます。

○竹内(猛)委員 これがどうしても世間では理解ができないのですよ。警視總監をや、局長、営林署長、農政局長をやらせて退職をされた方々が、今度はこういうところへ行けば、国会議員はたいたことはないのであれども、それよりも高い給料を堂々ともらつて、そして職員は、これは低いのです。それは本省よりも高いじゃないですか。そして退職金をよく調べたら、これはもつと目の出るようなことになつてしまふ。こういうようなことの中では、実際にいい労働関係が生まれはしない。約束したことは守らないでいつまでも引き延ばして、そして中には格差ができてしまふ。こういうことは直さなければならぬ。だから、能力がその公団にあつていふ人ならいい。たとえば機械公団の理事長は警視庁では有名かもしれないけれども、機械公団なり農業問題については、残念ながら専門だとは思えないのだな。私は、給与はいいと思ひます。それはその人の能力に応じて大いにあげるのにはけつこうだ。たとえば、澤邊畜産局長が公団の理事長になつてゐるなら五十三万円も、これはいまのところちょっと未知数だけれ

ども、あるいはいいかもしれないが、だから、そういう点で今後これはやはり問題にしますが、この辺でとめます。

○渡辺(美)政府委員 いま竹内委員から御指摘になった点は、機械公団に限らず、現在の政府の外郭団体等についてときどき批判を受ける点であります。ことに、ある公団から別なところに転動して、そのたびにまた退職金を取ったとか、それはよく国会で問題になることで、われわれもこういうことは戒めていかなければならぬと思います。特に、公団とかやれ国の何とか銀行だの何だのというところを転々と渡り歩くというふうなことは、農林水産委員会の問題ではなくて、別の行政管理という立場からこれは問題にさるべきことであります。ですから、あなたの御指摘については、真剣に謙虚に耳を傾けて、国全体として、与野党が一致してこういうふうな弊害がないようにすべきである。私はあなたと意見が同じです。それから、通材通所ということも、これは当然そうあるべきであります。ただ、澤邊畜産局長をすく公団の何かにするということとはちよつとまだ考えておりません。

○竹内(猛)委員 たとえばの話であつていま述べたばかりの人で、まだ胸がわからないのに、この人は満点なんという点はまだついていない。これから大いにもんで、りっぱに理事長になれるくらいの資格を持たせられるくらいにがんばってもらわなければならない。だから、それはそれでいいです。

そこで、問題は職員の問題ですが、先ほどから瀬野さんも盛んに言われておつたのですが、予算上の拘束があつて、事務職員というものが、給与なんかもやと同じになつていながら、それがはっきりと定員化されないということ、これはどういう形になつたら全員が定員化されるのか。三年の間にどういふような措置をとらうとされるのか。さつき自然退職も三、四人あると言われたから、いいぐあいにやれば、指導がよろしければちゃんとそうなるはずだが、その辺はどうでしょう。

定員化の方向についての、年次のなそういう問題について伺いたい。

○大山政府委員 公団の定員につきましても、国家公務員のある程度の定員削減と歩調を合わせまして、各種公団についても定員削減というものが現在行なわれているわけでございます。そして、機械公団についてかきに言いますならば、機械公団の場合は、普通の公団と違ひまして、いわば自分でかせいで給与を払うというふうなかつこうで、逆に言うと、人間がいるから、それに見合う事業をつけないければならぬというふうなかつこうになつてゐるわけでございまして、そういうふうな定員削減というふうな背景の中におきまして、新公団に切りかわるということがイコール定員をふやすということには相ならぬわけでございます。定員につきましても、新公団の事業というものは、先ほど来も申し上げましたように、この場合は半年分というところで二十数億の事業を考えてゐるわけであります。来年にはなりますとさらに全計地区が事業になつてくる、再来年にはとさらに精査地区が事業にまたあがつてくるということ、逐次事業がふえてまいるわけでございまして、それに対して、設計から、入札にすることから、そして監督から、こういった管理まで含めましたものについてだけの定員が要るかというところが一方にございまして、そしてまた一方では、先ほど来申し上げましたように、自分の間行なりこととされております受託事業がある。また、その受託事業のほうにおいて人間が存在するわけでございまして、新公団にかかわるということから、イコール定員をふやすという問題はすぐには出てまいりません。定員の問題は、先ほど申し上げました新事業の量と、それから従前から行なつております事業の量、このことから定員の問題が予算定員として毎年度確定する、こういうかっこうになるわけでございます。

○竹内(猛)委員 そうすると、これはやや恒久的なものになつてしまつて、それに対して自然退職があつて、そこに埋めていったり、あるいは事業が

受注から発注になつて拡大をした場合においても変化はない、こういうぐあいな理解ですか。

○大山政府委員 定員外の職員がいるというかつこうは、決して好ましいことだとは思つておりません。一方、先ほど申し上げましたようなかつこうで毎年の定員がきまる。ところで、引き継いだ人間六百八十名のおるといふ状態の中で、その六百八十名の人のうちの定員外百五十五名ですか、それから定員内におきましても、いわば公団とか公団といふような職業に属する方々につきましても、再教育といひますか、研修等を通じて、新公団業務にふさわしい業務につき得るようになるわけでございまして、こういうことを申し上げてゐるわけにございまして、したがって、新公団業務に特に必要な人間というものが一方ございまして、しかしながら、また、現実には毎年三十名なり四十名なりの退職があるということも踏まえまして、その中にいわば定員外というものを繰り入れていく、こういうかつこうは、定員外というものの存在が本来的に好ましくないということの上になつて、当然考えねばならぬことだと思つております。

○竹内(猛)委員 これはいままで一緒に仕事をしてきた仲間であるから、できるだけ早く、そういうような差別がないように順序よくやつてもらいたい、こういう要求をします。その順序については、たとえば採用年月日を基準にして、そして、まあ、受注から発注になるのだから、その再教育は必要でしょう。そういうことは必要ですけれども、そういう必要な施策を施しながら、できるだけすみやかに順序よくこれを定員化するような努力をするように重ねて要求をしますが、これはどうですか。政務次官でも局長でもけつこうですか、お答え願ひたい。

○渡辺(美)政府委員 その定員と定員外の問題は、ここのばかりじゃなくて、林野庁とか、いろいろなところでも同じような問題があります。ただ、私も注意しなければならぬのは、国家公務員については、総定員法で全体のワックを押えておる。

そういうようなときに、お役所としては、いろいろな事業団とか公団とかいうものをこしらえて、自分の管理監督下に置くわけでありまして、それが天下りの役人になつてどんどん広がつていったり、あるいは国家公務員のレギュラーのほうはちゃんと縮めるけれども、準レギュラーがえらくふえちゃうというふうなことで、これは実際、行政管理の上においても適当なことではないのです。

ですから、私は、農林省の中におつて、そういうことはいろいろ注意しておるのですが、いつも事務次官など意見の合わないのは、事務次官などはどうしても極力なわ張りをするが、それ、われわれは国民代表という形で出店の中に——出店と言つちや語弊があるが、政務次官室におるわけですから、これは私は当然であらうと思ひます。したがつて、現在までに採用されちやつた定数外といひますか、そういうふうな方で長期につめておる方があり、一方では定数内の定員の人がどんどんやめていくというふうな場合には、補充をするといふこともいままでもやつてきたようであるし、今後もあるかと思ひますが、それじや定員をふやして、いま定員外の者を全部入れてしまつて、そのあとまた定数外をとつて、またそれを入れるというふうになつていけば、これはもう限らないことになつてしまふ。そこらのところの歯どめをどこにかけていくかといふことは、実務上に照らして適正に処置をしていくことが一番いいのじやないかと思つております。

○竹内(猛)委員 ともかく、新しい公団ができて、皆さんがそれに移つていくわけですから、仲間の中にいろいろなことが出来るだけないようにするために、まず仲間の団結を固め、秩序を守り、職員と理事者との間の和とか約束とか、道義的なものを守つていくようなことは出来るだけやるように指導をしてもらいたいといふことを要望して、次に移ります。

なお、幹部というか、そういう中に、いつも上からだけ人を入れてきて押えつづけるという傾向が

ある。中には技術者の専門家がいろいろあるわけだが、そういう者を内部から採用するようなことはできないか、それをやる意思はあるか、伺いたい。内部登用を、ですね。

○渡辺(美)政府委員 それもやはりここだけではなくて、各省等にもいろいろな公団、事業団ができて、相当な年月を経過すれば、設立された当時試験を受けて入った人もかなり年数をたててきている。そういうところで、外部の者が天下りして全部上のはうは独占してしまうというようなことは、やはり士気を阻害させますよ。したがって、これは、農林中金においても、日銀においても、どこでも言えることだと私は思いますが、そういうような専門家が育ってきて、りっぱな人ができてくれば、そういう者をそれぞれ適当なポストに抜てきして採用するのは当然なこと、したがって、それはやらせるつもりです。

○竹内(猛)委員 ぜひそういうようなことをしてほしい。

続いて、賃金問題に入りますが、いろいろ調査した中で、私もまだよく理解のできないところがあるのですが、一般に言わせると、政府関係の労働組合の職員の給与は高いと言っている。確かに、政府関係の理事者の給与は高い。現職の各局の局長よりもはるかに高いことはさっきのあれでわかった。ところで、政労協、これは機械公団とは限りませんが、水資源もあるし、道路公団もあるし、住宅公団もあるが、そういうようなところの平均賃金と国家公務員の平均賃金とは、同年齢で、同じような勤務で、どういうことになっているか。もちろん、その過程には採用の経過もあるけれども、そういうことは一応あるということをお前提にして、賃金の状況はどうなっているか。それはどうでしょうか。

○大山政府委員 公団職員が、一般的に申しまして、公務員の給与よりも一割程度高いということでは事実でございます。

○竹内(猛)委員 その点については、採用の経過はあります。それは承知をしているけれども、

同じ年齢で、同じ勤務で給与が高いというならば、高いような、だれが見てもわかるような給与表を出していただかないとなかなか議論がしにくくなりますから、ぜひそういうようにしていただきたい。

そこで、そういうことがあるにもかかわらず、この公団、政府関係の労働組合の給与というものは、えらく高いところから低いところまでさまざま。同じ政労協の中にもありながらそれぞれ賃金が違うということに対して、各省庁にはなはだやりにくいことになっているだろうと思うのです。こういうものは、高いところを低くするというのは非常に困難だけれども、何とか上げていくという努力をすると同時に、仕事のほうでも、理事者がしつかりして、与えられた仕事をちゃんと十分にやれるようにしなければいけない。この辺のあり方というものは、何か統一したものはないのか、それとも、それは力関係でできるのか、もうかれば何でもやるのか。その辺のところはたいへんむずかしいことだと思うのだけれども、既得権がいろいろありますからむずかしいのだが、それが一番理想的な形なのか、あり得べき形はどういうことか、この辺はどうでしょうか。

○大山政府委員 公団には、それぞれ公団の持っている宿命といいますか、その仕組みがあるわけでございます。開発機械公団のような受託機関とそのほかの発注公団とは、おのずと一律には比較しにくい要素もあるわけでございます。しかしながら、それぞれ公団が他と比較しているいろいろな問題を持っているということも事実でありますし、特に、最近のように、一律何%アップというようなべアがある限りにおいては、低いベースにあったところのほうはより不利になってくるという事実のあることは確かでございます。そこで、特殊法人の給与改定方法につきましての検討ということが現在内閣において行なわれておるわけでございます。その結果によりまして、それらの間の均衡がとられることを期待するというような次第でございます。

○竹内(猛)委員 もう時間がないから、もう一つ先のほうへ行きますから、これはまたあとで整理をして申し上げます。

今度は、現業の職員の問題をどうするかという問題ですが、受注公団から発注公団になれば、当然、三年後には現業がなくなっていくということにはほほわかることですけれども、その現業の中にはたいへんりっぱな技術者がおられる。これを再教育して別な方向で働いてもらうという形になるのですが、この辺の採用のしかた、扱い方、現業の者の扱い方について、でき得れば、ほんとうは現業が残っているいろいろな形でやってほしいという要望もあります。現業をできるならば残してほしいということがありますが、性格から言ってなかなかそれができないとするならば、その現業をどういうぐあいに今度は別な方向に活用するかという、そのしかたはどういうことになりますか。

○大山政府委員 機械公団におきましても、いろいろのところで、単なる受託機関というところから脱皮をはかりたいというようなこともございまして、すでに、過去におきましても何回か再教育をしまして、職種転換を行なっているわけでございます。四十八年または四十四年ですか、そういった再教育を行なって職種転換をはかっているというふうなことがあるわけでございます。今後ともそういうような再教育をいたしまして、そして、たとえば現場の監督であるとか、そういうような職種に向くようになつて進めてまいりたいというふうに考えるわけでございます。

○竹内(猛)委員 そこで、そういうことも含めてなお検討することを要望して、さらに次の段階に確かめてまいります。私は、この公団の前途で一つ心配することは、現在の定員化されている職員の平均年齢が三十八歳、それから、準職員というものを完全に定員にした場合においても平均年齢が二十八歳という形になることです。そこで、一定の期間は新しい人を入れることはおそろくできないだろうと思うが、そうすると、十歳ぐらいつつの断層がその中でできてきて、職員の中にそ

ういった新陳代謝がなかなかできなくなってくるということになるわけです。これはたいへん先のことを心配するわけで、いまここで何とかということではできませんが、問題は、もう一つ、病気の問題です。今日まで、機械を使っている人たちの中にはいろいろな職業病に類するものが若干できてきていると思うのですけれども、そういうように病気に対しているいろいろな訴える者があって、それをどのような形で今後処理するかということについては、どのようなお考えか。大体この二点について伺いたい。

○大山政府委員 公団というものは、ある程度年齢的にバランスがとれるということが最も好ましいものだと思っております。したがって、そういう角度で毎年度一定の人間が入ってくるというふうなことがなるのが一番好ましいと思っております。ただ、今度の新公団につきましては、機械公団からの権利義務の承継というところのために、若干その断層が出るのはやむを得ないというふうな考えますけれども、長期的に見ました場合には、年齢構成の間において断層のないようなことができますようにわれわれとしては努力してまいりたい、こういうふうな考えます。

それから、職業病のことでございますけれども、機械公団の場合、幸いに、業務上の疾病といいますが、職業病といえますか。規定されておる疾病に認定されたものはございません。ただ、そういうことの可能性は、現場職員、現業職員においてはあるわけでございますので、一般の職員についての健康診断とはまた別に、建設機械に乗車している職員につきましては、特殊精密検査を年一回実施しております。そして、胃下垂等の内臓検査とか聴力検査等を実施いたしまして、健康保持のための予防措置は万全を期してきた次第でございます。

○竹内(猛)委員 時間がありませんので、最後に私は要望しておきたいのですが、この法案が出されてから今日まで、この法案の審議をめぐって、

労使関係においては、いままでの懸案事項がおそろしく話し合ひをされていると思います。その話し合ひがどういふ進行状態にあるのかという事を理事者から聞いておきたいが、これはあとでいいです。そして、次の段階として、いままでの懸案事項にあることがどの程度始末をされたのかという事について、少なくとも次の質問の時間までにはここで報告ができるようにしておいてほしいということ、それから、先ほど言った資料に関しては、すぐできるものとか努力をしなければならぬものとかありますから、これは畜産局のほうやその他にも要求しておきますけれども、そういう問題についてはぜひ正確なものを出してほしい。こういう二つのことを要求し、若干の答弁を求めて私の質問を終わります。

○大山政府委員 資料の御要求につきましては、先ほど政務次官が申し上げましたように、可能な限り早く提出したいと思ひます。

○山崎(平)委員長代理 次に、柴田健治君。

○柴田(健)委員 農用地開発公社の法案に関連して、本日は、時間が限られておりますから簡単に御尋ねを申し上げたいと思ひますが、各同僚議員からいろいろと角度を変えて具体的に質問をされておるわけですが、私がまずお尋ねしたいことは、たびたび答弁されているのですが、開発機械公社からの承継、要するに債権債務のすべての承継は法的に完全に責任をもって承継をするという、そういう明確な責任のある態度を表明してもらいたいということ、これが第一点であります。

○大山政府委員 一切の権利義務は承継いたします。

○柴田(健)委員 それなら、労働組合とのいろいろな覚え書きがかわされておるわけでありますが、この覚え書きについても全部責任を持つという事に間違いありませんか。

○大山政府委員 覚え書きにつきましては、その覚え書きの性格が権利義務というかっこうになるかどうか、非常にむずかしい問題ものによって

はあり得るのではないかと思ひますけれども、たとえば給与改善についての努力をするというようなこと、これは法律上の引き継ぎ事項であるかどうかは別といたしましても、道義的な問題としては、新公社の理事側も、組合との間において当然守るべきことだとはいふに考えております。

○柴田(健)委員 局長、あなたはともあひまいな言い方をしますが、明確に答弁を願ひたいのです。すべてを引き継ぐわけですから、責任はあるというのですから、いかなる文書も重要書類として引き継ぐわけですから、現在の理事長が責任を持ってそういう覚え書きなり確認書を書かしていただくわけである。そうするなり、理屈抜きに全部責任があるという明確な答えを願ひたいのです。簡単でいいです。

○大山政府委員 私の申し上げましたのは、法律論的な言い方に少し行き過ぎたかと思ひますけれども、事実問題といたしまして、それは当然引き継ぐということだと思ひます。

○柴田(健)委員 前の開発機械公社というのは、どちらかというと建設業法に抵触するような事業内容だった。要するに請負業務でも、委託工事でも、人さまの仕事をお願いして注文と回ったのが、今度の開発公社は仕事ごとく変わるわけですね。今度は自分で調査、設計、施工、監督をして、完成後におけるアフターケア、要するに営業指導もやる。今度はすべて変わってくるので、それに対応する人材確保というか、いまの職員を引き継ぐわけですが、そういう方々の研修についてはどういふ構想があるのですか。

○大山政府委員 公IIが公Iに変わるといいますか、この場合において、公IIから変わる職員に期待する中身というものがつきましても非常に多岐にわたると思ひます。しかし、さればといひて、きわめて高度のことを要求しても非常にむずかしいものもあると思ひます。したがって、たとえば現場監督というかっこうで公Iの職種の仕事をやらせてもらうという場合であるならば、それ

に必要な程度において再教育をしてまいるということに相なるかと思ひます。

なお、新公社の場合におきまして、従前のように単に請け負って施工するというかっこうではなく、先生の言われましたように、きわめて多種にわたる高度の機能というものが公社に要求されるわけでございますので、その公社の組織として、また、それを指導監督する参事官の部屋の体質として、従前のようなかっこうとは違った総合的な角度からの問題が処理できるような人的構成というものを当然考えざるを得ないだろう、また、考えていきたいというふうに考えるわけでございます。

○柴田(健)委員 いままでは人さまの仕事を請け負った請負工事、どちらかといえば単純作業で済んだ。今度は、高度の技術なり、そしてまた農政全般に影響するすべての知識というものを持たなければならぬので、いままでの職員の使命感と今度の新しい公社の職員としての使命感というものは大きく変わるし、また、変わらなければならぬと思うが、使命感を持たせるためには相當の研修なり自覚というものが必要だし、それを持たせるためには給与というものを考えなければならぬ。いままでとは違つて、重要な責任がある。今度は失敗したら、それこそたいへんなことなんです。それから、責任の度合いというものが違つてくる。責任の分野から言うと、役員の給料が高いのは、いま竹内委員が指摘されたが、役員は役員の責任があるから給料が高んだらうと私は思ふ。それから今度は、いままでの職員と違つて任務が違ふ。責任が重くなつてくれば給与改善というものは当然考へていかなければならぬと私は思ふ。給与改善はしなくて任務が重い、責任を持たせるといふのはおかしい。社会的、公益的という立場から言うと、これを給与の改善を考へないというのか、おかしいということになるが、局長、どうですか。

○大山政府委員 先生の言われました意味が非常に微妙なことを言っておられるように思ひますけれども、たとえば機械公社がCクラスの公社であつたとするならば、新しい公社はBクラスかAクラスの公社であり、また、それにふさわしい職員の資質、そしてまた職員の給与ということが考へられる、また考へねばならぬというふうに考へるわけでございます。したがって、ある程度の長期的な見通しとしては、そういうことを指向しながら進めてまいるということに相なるかと思ひます。

○柴田(健)委員 任務に合せて給与というものを考へなければならぬ。いまの開発機械公社の職員の年齢を見ても、先ほど論議がありましたのが、三十五・七で、高いわけですね。ところが、給料は正直に言つて安い。理事長は確かに高い。理事長は五十六万円。あらゆる公社の理事は退職手当は月割りでしよう。年割りじゃありませんまい。そうでしょう。どうですか。

○大山政府委員 月割りでございませう。

○柴田(健)委員 そうすると、小倉理事長がここで退職するとして、六年つとめたら七十二カ月で、五十六万円を七十二カ月で勘定したら四千万をこすのですよ。四千三百二十万くらいになるんじゃないですか。

○大山政府委員 七十二ではなくて、四十五であると思ひます。したがって、そんなに多くはならぬだらうと思ひます。

○柴田(健)委員 六年です。一年は十二カ月だよ。一年つとめたら十二カ月分出すんじゃないの。

○大山政府委員 ドライに申し上げまして、千八百万円くらいだらうと思ひます。

○柴田(健)委員 小倉さんは何年つとめて……。

○大山政府委員 給与につきましては、本俸の四五%に在職月数がかかるという事でございませう。ちやうど六年といたしまして千八百万程度、こういうことだらうと思ひます。

○柴田(健)委員 それは、五十六万円を何ぼマイナスするのですか。

○大山政府委員 五十六万円の四五%です。

○柴田(健)委員 五十六万円の四五%を七十二カ月かけるのですか。

昭和四十九年三月十二日

○大山政府委員 そういふことです。

○柴田(健)委員 とにかく、いまの月割りと年割りで、あなたたちは年割りでですね。それで二十六、七万もらっている。そういうことで、理事は相当の退職金をもらう。責任があるからそういうことなんですよ。先ほどの各議員の質問を聞いておると、答弁の中はほとんど準用論です。準用論で説明をしている。ほかの公社、公団やその他があるものだからということで、何か、確固たる明確な答弁ができない。今度の農用地開発公団のほんとうの位置づけというのは、制度的には他の公団に右へならえをすればいいんだというように考える方で、これはしかたがないんだ、開発機械公団を改組して農用地開発公団に切りかえてもしかたがないんだという気が、答弁を聞いておっような面が多いという気が、今度の公団をつくって、思い切って日本の畜産の基地の拡大をするんだ、日本の自給食料の体制をつくっていくんだというように気がない。どうもそういうことが受けとめられない。ほかの公団とは違うんだ、思い切って優秀な役員も入れるし、そして、いまの職員をりっぱな職員として育てるんだ、研修もしてやっていくんだという、何か変わったところがなければならぬのに、ほかの公団と同じような準用論だけではどうもわれわれは安心できないという気がするわけですね。

それはそうとして、ほかの水資源開発公団等の資金を見てみるに、いまの開発機械公団の給与はあまりにも開きがある。水資源開発公団の職員の皆さんもよく働いておるが、ところが、開発機械公団の職員の皆さんはほんとうによく働いておる。仕事の中身から言うてどっちがよく働いておるだろうかというのを比べた場合には、同じではなからうかという気がする。そういう立場から申し上げると、この際思い切って給与改善をしてあげるべきではなからうか、そして任務を持たしていき、責任も持たしていくことを考えなければいけない。水資源開発公団と開発機械公団

で、同じ年齢の大学卒、高校卒を比べてみると、大体六千五百円くらい開きがある。これは一ぺんに縮めるといふことはなかなかむずかしいであらうが、これを直すといふことができないのだから、局長、どうですか、これは直りませんか。

○大山政府委員 いま、水資源公団と機械公団の職員との間に差があるという点は、この点につきましてそういう結果を招いておりますのは、一律何%アップというべアのやり方がやはり一番大きな原因であらうというふうに考えるわけでございす。したがって、われわれ機械公団だけを監督している立場からだけ言うならば、各公団の現実水準を考慮して、一律倍率でないべアというふうなことが最も好ましいというふうに考えるわけでございす。しかしながら、そういうふうなふうなふうなことになることについては、他の公団からは非常な反論も出てくるというところで、非常にむずかしい問題でございす。昨年からですか、倍率のほかに一定額というところで、その間の若干の調整がなされ始めております。いずれにいたしまして、この問題については、労働省のほうで、関係各機関の間の給与のあり方いかんというふうなことで非常に検討がなされているようなわけでございす。すけれども、ただべアのしかただけからくる差につきましては、それがそういうふうなことで、たまたま倍率が一律であるというところによって差が開くというふうなことはわれわれとしては好ましくありません。したがって、できればなるべく額の部分というものの入ったかっこうでのべア、こういうふうなことが好ましいと考へます。また、そういうふうな方向というところについて、新理事者側のほうで各方面へ強く働きかけるようなこともわれわれとしては指導したいというふうに考えるわけでございす。

○柴田(健)委員 これは早急に局長は解決していかねければならぬと私は思うのです。われわれがこの公団法を早く審議を始めたというのには、定員、定員外を含めて六百数十名の皆さんがおられるが、この方々のことを考えてこの法案の審議を

早く始めたという気持ちがあるわけです。そういうわれわれの気持ちをよくくんでいただいて、この給与改善なり、完全雇用なり、その他について、万全な処置をしてもらいたい。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席)

現在の理事長が組合と話し合いをして、覚え書きをかわし、確認事項を取りかわしておる。これらも尊重して、早く組合と話をしておいて、新しい公団へ臨むこと、これをやってもいいのだにわれわれは急いで、委員長はやあやあ言うけれども、抵抗を感じながらも法案審議に協力している。その気持ちを農林省がくまないというなら、局長、あなたたちはどうも向こうが見えぬ。もう少しレンコンを食うべきだと思ふ。ところが、うどんを食うから向こうが詰まってしまうのだらうかという気がする。この点について、組合とはあくまでも円満に話し合いをして、債権債務を引き継いでいくなら、給与改善その他も全部ひくるめて解決して、できるだけ円満にやるんだというところを一言言えばいいわけはない、早く済むのだという気がするんだけれども、局長、この点についてはどうだろうか。

○大山政府委員 問題が非常に長い歴史の中で起こっている問題でございす。したがって、単に受託公団と発注公団というところの差もございすし、また、仕事の内容のこともありまして、公団職、公社職というふうな職員が非常に多いというところもあります。いろいろな問題が長い歴史の中において起こっている問題でございすので、ただ簡単にあつからでも解消できるんだ、しまた、たまたまという約束をかりにしたいとしても、これは理事者としても非常にやりがたい問題であらうと思ひます。ただ、誠意をもって両者間で協議しろというところについては、これは当然やるべきことであり、また、いまも続いていることと信じているわけでございす。

○柴田(健)委員 先ほど定員の問題で竹内委員から質問があったのですが、答弁を聞いておると、予算の問題を基本に置いて定員数というものをき

めたと言ふが、地方公共団体で、地方公務員その他で、たとえばいろいろな法律で制度的にくくられており、そしてたとえば交付税の算定基礎で、基準財政需要額で、たんぼがどう、学校生徒が何ぼ、山林面積が何ぼというところでいろいろ地方財政の財政需要額を算定して、この範囲で、市町村、地方公共団体の職員はこれだけ要するだろうということ、そういう法律の制度で定数をきめておる団体とは違ふと私は思う。この公団はそういうものではないと私は思うのですが、局長、どうですか。

○大山政府委員 まさに、受託公団でございすので、これだけの事業量がないと人間が食つていけないという、こういうふうなことで事業量がきまつているようなことでございす。

○柴田(健)委員 だから、私は、定員外のこの任命、百五十五名、これはだれの責任で任用したのか、採用したのかと言ふのです。

○大山政府委員 先ほど申し上げましたように、固定経費がある、その固定経費をまかなうためには事業量がある、こういうことで公団がずっと経理をやっているわけでございす。したがって、固定経費が大幅にふえるという段階が出てまいりますと、事業量が大幅にふえざるを得ない、しかし、一方、定数というものは限定がある、そうなる、そこで臨時という問題が出てくる、そういうふうな繰返しの中にいわば準職員というものが発生してきたという事実があるわけでございす。しかしながら、また一方、そういうこととは無関係と言つては話弊がありますけれども、とかく地方で仕事をしておりますと、地方とのかからその種の臨時職員が定員化するといひますか、準職員化する、こういうふうな経過で準職員が出てきたこともまた否定できないと思ひます。

○柴田(健)委員 局長、質問せぬことをあなたは言われる。だれの責任で定員外の職員を採用したのかと聞いているのです。何でそんなことを言うのか。あなたは耳がちょっと悪くなったのか。

○大山政府委員 準職員の採用権者は、これは公団の出先の長でございませう。

○柴田(健)委員 公団の各支所の長の責任でやうたと言いますか。間違えぬように答弁してください。

○大山政府委員 採用は、まさにそのとおりでございませう。

○柴田(健)委員 それなら、各支所ごとに人件費その他の予算配分を分類した明細書が出ますか。

○大山政府委員 いわゆる準職員の給与の支弁科目といいますが、これは工事費でございませう。したがって、いわば工種的なものでございませうから、工種の中でそれらに充当した人件費は出るはずでございませう。

○柴田(健)委員 予算、決算の中には、それは分類されていいますか。

○大山政府委員 予算あるいは決算の場合には、その部分を特定したかつこうでは農林省にはあがってきません。

○柴田(健)委員 あすまでにその決算の内容、人件費の明細を資料で出してもらいたい。あす午後私はまた質問しますが、支所長の任命でやったものが、この労働組合と理事長とが覚え書きをかわさなければならぬ。定員外の職員のこういう覚え書き、これはどういうわけだ。

○大山政府委員 支所長が任命しても、やはり、公団の一つの組織としての長が任命しているわけだ。それです。それで、そういうふうなかつこうの準職員が地方において相当多くなつてきたという事実の中におきまして、本省ベースにおいて、理事長と組合との間において、その取り扱いについて、これは当然出てきてしかるべきことだと思ひますが、準職員の任命権者といひますか、これは先ほど申し上げましたように出先の長であり、本所に関する問題であれば総務部長といふかつこうになつておるわけだ。どういふことだ。

○柴田(健)委員 あなたの説明を聞いておるとだんだんむずかしくなる。債権債務を引き受けた、

承継していくんだと言ひながら、事、人の問題になると、下へ、下へ、下へ、下へと責任を転嫁していくのだ。小倉理事長が全部責任を持つておるのではないのですか。任用しておる定員以外の職員の採用の権限も理事長が責任を持つておるのじゃないかと私が聞いてゐるのだが、しかし、任命は出先の所長がやったのだと言ひます。そうすると、だんだんに逃げられる可能性が出てくる。理事長あるいは出先の支所長が任命して採用したのだから、賃金は工事費の中から、工種費の中から出したんだ、工事費から出したんだと言ひますが、辞令はどうなつてゐるのか。

○大山政府委員 先ほど申し上げましたように、出先の長の名前で辞令が出ておる。ただ、いま申し上げましたのは、そういうかつこうで採用してゐるということだ。そういうことが、理事長との間に何らの関係がないかということになりまうと、その準職員に関する理事者側と組合との間の団体協約はあるわけだ。どういふことだ。

○柴田(健)委員 いずれ、あした、その問題はもう一ぺんやりませう。

次に、今度大規模畜産基地をつくるわけですが、場所によつては個人経営、場所によつては共同組織、協業といふ、そういうことがあり得ると思うのですが、どちらに力点を置くのか、あくまでも個人で、個人経営という形で生産単位をきめていくのか、協業というところで生産単位をきめていくのか、この点の考えを伺ひたい。

○澤邊政府委員 今回の公団事業における協業の考え方でございませうけれども、畜産は、一般の農業の中でも特に動物を扱うという点で、協業をやる上において慎重を期さなければならぬ面が多いと思ひます。主として、やはり、個人経営の部面が他の部面よりは多いのではないかと、いふうに思ひますけれども、ただ、これは、地域地域の具体的な事情あるいは農家の成熟度といひますか、あるいは指導者の有無といふようなことがございませうので必ずしも画一的に考えるわけにはいかないと思ひますけれども、この公団事業の場合

にも、採草だとか草地の利用関係の部門あるいは育成部門、あるいは肥育部門といったような部門につきましても、機械の効率的な利用だとかあるいは施設の効率的な利用、労働力の省力化といふ面から、できるところは協業でやるといふことを考へていきたいといふように思つておる。特に、高効率の機械を、大規模な開発の場合、あとの耕作、管理に使ひますので、それらは個人経営ではなかなか効率的に稼働しないといふ面もございませうので、できるところは無理のない形で協業を進めていきたいといふように思つておる。具体的には調査計画の段階で先ほど言ひましたような諸点をよく検討し、さらに地元の意向も十分聞いた上できめていきたいといふふうに考へておる。

○柴田(健)委員 今度の法案を見ると、県まではいろいろ任務を負わして、いくという考へ方になつておるが、市町村はどういう任務を持たせるか。いままで市町村は、構造改善、パイロットその他いろいろと、農林省の予算で、国営その他でやつてこられたのですが、干拓にしてもそうですが、いろいろやつたところは、市町村に任務を持たせてないから、またしても市町村が独自にそういう農林予算で開発をしたとか、農地造成をしたところを他の産業に転売していったところがたくさんある。いろいろな構造改善をやったところでも、いつの間にかやがて宅地に売つてしまふ、ミカン畑をつくつたのがいつの間にかやがてそのほかへ売つてしまふといふように、数多く全国的には虫食ひ状態に取られる。干拓地でも、ほとんどと言ひます。いづれい通産省のほうに取られてしまふ。これはなぜか。県の責任でもあるけれども、市町村に任務を持たせていないという不合理がある。市町村にだけ今度の開発について任務を持たせていくのか、関連を持たせるのか、その点を聞いておきたい。

○大山政府委員 公団法によりまして、二十条で「事業実施方針」をつくるわけだ。二十条で、その前に、都道府県から新事業についての申し出

がございませう。それから二十条で事業実施方針の決定がある。さらに、二十一条において「事業実施計画」の作成がある。こういふような場合におきまして、関係市町村の意見を聞かねばならぬといふふうになつてしまつて、市町村がいわばこの農業開発に對します地元代表者といふ意味において、開発方向なり開発内容といふものについて、判断をする機会を与へてゐるわけだ。それから、また、これは強制ではございませうけれども、賦課金の徴収の場合に、時によつては県が市町村にまた一部を負担させることもできるといふようなかつこうにいたしてゐる。市町村の位置づけといふものにつきまして十分な関心を払つたような次第でございませう。

○柴田(健)委員 もう少し市町村の任務を明確にしないと、都合のいいときだけは国、県を使つてやろうといふことですね。だから、あとあとの責任体制といふものがなれないのだから、市町村はまたしても中途で利用目的を変える、ゴルフ場にとつて使おうかといふことになる。市町村に十分任務を持たせる、責任を持たして、いくという考へ方は、いまの二十条の考へでは十分とは言ひない。ただ意見を求めて、いろいろ側面から協力してくれといふ協力要請だけで、義務といふものはない。局長、この点はもう少し考へておく必要があると思ひます。

それから、個人で入る協業組織といふ場合の、入つていく資格の問題だが、要するに、入植の資格の問題はどういう資格を持たせるのか。基準は別に立てるのか。たとえば、いまある八郎潟に入るといふものを基準にして、これはまた準用論を言われるかも知れないが、そういうものを基準にして、入植者の資格といふものはどういふふうにするのか。

○大山政府委員 この入植者の考へ方につきましては、根室の場合で申し上げます、これは根室の中ですでに過密になつてゐるところの中の方々にも出てゐらうといふことだ。どういふので、そ

の限りにおいては、むしろ、村の中の話合いの中で出るべき人をきめるといふうなことに相ならうかと思っております。それから、岩手のあそこにつきましては、これも一部入植ということも場合によっては考えられると思っておりますけれども、これも地元の人を入植させるということでございます。八郎湯のような全国的なほうから人間を採用してはいませんが、入植者を選考してという考え方は現在のところ持っております。

それから、なお、先ほど市町村の問題については、御指摘がございましたが、この点につきましては、そういうこともございますので、農用地区域内におきます農用地が本来の目的に使われるような方向へのチェックといえますか、というようにすることも織り込んで、近く農振法の改正を国会に御提出申し上げたい、こういうふうな考えているわけでございます。

○柴田(健)委員 農振法で責任を持たせるということであつたはずで逃げたのですが、入植基準については地方にやらせて、全国段階ではやらないとすると、農林省では、入植は県と市にまかせるといふことだと判断してもいいのですか。もう農林省は干渉しない、県と市に入植の希望者をやらせるということなんですか。

○大山政府委員 そのとおりでございます。

○柴田(健)委員 いまの開発の補助率なんです、造成のほうは七五％だ。上もの、要するに建物は四五％の補助率だ。この補助率を、どつちも七五％に、同じにしたらどうですか。

○大山政府委員 公団事業といまして、本来でございしますならば、いわば補助率の財投部分というふうなことを上物につけてやる、と、こういうふうなことでスピードアップをするわけでございますので、普通の常識で言うならば、むしろ一般の補助率より下げるという問題が出るべきところを、それとせずにはむしろ上げたというふうなことでございします。その際に、いわば上物でございしますけれども、その上物につきましても、従前のその他の単独としての補助率というものの間のあ

る程度の均衡ということでは考えざるを得ませんので、そういうことから四五という数字を出しまして、これは地区地区によって、地区別総合補助率になりますので、場所によって、その補助率が加重平均された結果は多少の変化はございますけれども、これでもってまあまあの線ではないだろうかというふうな考えるわけでございます。

○柴田(健)委員 あなたはまあ主義でいくけれども、受けるほうはまあ主義じゃ困る。同じにしたらどうですか。上物は原則としてどういう構造になるのですか。大体、施設は原則として鉄筋にするのか、軽鉄骨にするのか、軽鉄筋にするのか、木造にするのか、あるいは気象条件によって、要するに豪雪地帯にはどうするか。原則としてこれは鉄筋にならざるを得ない。電気、水道、取り合い道路というものはだれが責任を持つてやるのか。電気についても、安い金じゃできないのです。電気施設といったら、いま電力会社に頼んでごらんない、柱一本立てるのでも二十何万取ります。これを自己資金でやらせるのか。そういう建物の基本的な考え方というものはどうなるのか。どこまでしてやるのか。そうすると、一ヘクタールの単価が相当になってくるということも考えられる。それから、償還年限をいま据え置きを含んで二十年というのを三十年にしてやったらどうかということ、これは法律を改正すればできるわけだからね。どうですか、その点。

○大山政府委員 現在、地区地区によりまして気象条件も異なっておりますし、また、上物の種類、規模等もいろいろと変化し得るわけでございます。しかしながら、何と申しましたも、かつての入植者を入れたときのようなお粗末なもので事を濁そうというふうには考えておりません。そして、上物の範囲につきましては、電気導入まで上物というふうな考えているわけでございます。

償還期間をもっと延ばせというお話でございますけれども、これは財投の公団への借り入れ条件ということとの関連もございしますので、多々ますます并ずということはわかりませんが、これはまたおこられるかもしれませんが、他に比べれば比較的優遇されたかっこうでできるような、現在大蔵と折衝中でございます。

○柴田(健)委員 それなら、建物においては場所によって構造を変える、昔のようなお粗末なことではない、こう言われたのですが、農林省側としては、金で勘定するのです。じきにこわれてひっくり返るようなやつをつくるのです。だから、原則として鉄筋にするとか軽鉄筋にするとかという考え方に立っているのかどうかということをお聞きしたいのです。局長、その点はどうですか。

○大山政府委員 上物につきましては、とにかくちやちなものであればいいというふうには思っておりません。しかしながら、また、他方におきまして、過剰投資になつてもまずいと思うわけでございます。まして、地方、地方において当然あるべきかっこうにおいて、いわば公的な色彩を持つもの、こういうものについては常識的な線に合ったような施設をつくつてまい、こういうことだといふふうに考えております。

○柴田(健)委員 それだから、上物を四五％という補助は、入ってくる入植者の非常な負担過重になる、一律七五％にしたらどうかと、こう言うておるのです。これはやれないことはないと思うが、どうですか、局長。

○大山政府委員 畜産基地の場合に、上物と下物を合わせて六〇というふうなものがあるわけでございます。一方、広域のほうにおける問題といたしましては、上物、下物を加重平均いたしますと大体七割見当というふうなことに相なるわけでございます。まして、上物、下物とも七〇というのも一つの考えだろうと思ひますけれども、そうなりますと、下物は下物として独立して事業をやっているものもあるわけでございます。それとの均衡、それから上物も上物だけでやっているほかの事業とある程度の均衡、こういうことも当然考えざるを得ませんので、地域別総合補助率というかっこうで、その中の上物は内地の場合四五をとらざるを得ない。また、四五というかっこうで行ない

ますことを前提として、たとえば根室等で考えてみた場合に、可処分所得として相当、三百万程度の所得は上がる、こういうふうな考えているわけでございます。

○柴田(健)委員 あつた続行して質問いたしますが、局長、あつた職員の問題、給与の問題をもつとやりますから、先ほど言った資料の問題をきめこまかくお尋ね申し上げますから、用意してください。

あとのいろいろの問題についてはあつた質問いたします。きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○仮谷委員長 次回は、明十三日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会

農林水産委員会議録第十七号中正誤	
一 段 行	誤
二 段 行	正
三 段 行	誤
四 段 行	正
五 段 行	誤
六 段 行	正
七 段 行	誤
八 段 行	正
九 段 行	誤
十 段 行	正
十一 段 行	誤
十二 段 行	正
十三 段 行	誤
十四 段 行	正
十五 段 行	誤
十六 段 行	正
十七 段 行	誤
十八 段 行	正
十九 段 行	誤
二十 段 行	正
二十一 段 行	誤
二十二 段 行	正
二十三 段 行	誤
二十四 段 行	正
二十五 段 行	誤
二十六 段 行	正
二十七 段 行	誤
二十八 段 行	正
二十九 段 行	誤
三十 段 行	正
三十一 段 行	誤
三十二 段 行	正
三十三 段 行	誤
三十四 段 行	正
三十五 段 行	誤
三十六 段 行	正
三十七 段 行	誤
三十八 段 行	正
三十九 段 行	誤
四十 段 行	正
四十一 段 行	誤
四十二 段 行	正
四十三 段 行	誤
四十四 段 行	正
四十五 段 行	誤
四十六 段 行	正
四十七 段 行	誤
四十八 段 行	正
四十九 段 行	誤
五十 段 行	正